

# 決算特別委員会会議録

平成27年10月29日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:53

## ○委員長

ただいまから平成26年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 平成26年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

第10款 教育費について256ページから294ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、258ページ、事務局費、奨学資金貸し付けについて、道祖委員の質疑を許します。

## ○道祖委員

259ページに育英事業として奨学金の関連が出ておりますけれど、これについて確認させていただきたいと思います。飯塚市に奨学金貸付基金条例があるのは承知しておりますけれど、飯塚市の奨学金貸付制度の内容について、まず確認をさせていただきます。どのような内容であるか。

## ○学校教育課長

飯塚市の奨学資金貸付制度の概要でございますけども、毎年4月に高等学校及び高等専門学校を対象に18名。そして専修学校、短期大学、大学を対象に18名を募集人員として、奨学生を募集いたしております。貸し付けの月額を申し上げますと、公立の高等学校で1万5千円、私立の高等学校で2万5千円、公立大学で3万円、私立大学で4万5千円となっており、市内にございます短期大学または大学の場合には5千円を加算することができるようになっております。

## ○道祖委員

最近は、奨学金の返済に困っているいろいろと、何と言うか、自己破産と言うか、また就職したとしても、奨学金を返済するのにローンを持っているような状態になっているから、なかなか就職しても結婚ができないとか、そういうような状況にあるという話を多々聞いております。それで、飯塚市の場合のこの制度については、利息はかかってきておるのかどうか、確認させていただきます。

## ○学校教育課長

本市の場合は無利子となっております。

## ○道祖委員

先ほど対象は高等専門学校、高専に対しては18人、専修学校、短大、大学を対象に18人というふうに募集をしておるということですが、この利用状況がどういうふうになっておるのか、また、応募状況がどういうふうになっておるのか、確認させていただきます。

## ○学校教育課長

応募と実際の貸し付けは同じ人数でございますが、平成26年度の貸付状況で申しますと、新規に貸し付けいたしましたのが高等学校1名、専修学校2名、大学2名ということで、計5名でございます。平成26年度時点で過去に貸し付けをいたしております、継続した貸し付けも見てまいりますと、高等学校6名、専修学校2名、短期大学1名、大学11名ということで、合計20名、新規と継続貸付を合わせますと、平成26年度時点で25名ということでございます。

## ○道祖委員

枠があるのに、思った以上に利用してないようですけれど、そんなに飯塚の市民は収入が豊

かなのでしょうかね。まあ奨学金を使わないで大学へ行けるなら、それに越したことはないかと思えますけれど、ただ、思った以上に利用が少ないなど。その辺はどのように考えて、今後、利用させるほうがいいのか、その辺はちょっと考えるところですけど、生活が厳しい家庭においては、せっかく向学心に燃えている人たちが、こういう制度をきちんと知っているかどうかという問題もありますので、どのように、教育のほうとしては考えておるのか。

○学校教育課長

貸付状況等に対しましての認識も含めてでございますが、奨学金につきましては、国、県、民間などが実施しているものが多数ございます。学校別でいきますと、高等学校につきましては、福岡県の教育文化振興財団が9月に次年度の奨学生の予約募集を実施していること、こういったことが私どもの申請が少なくなっている一因ではないかとも考えております。また、大学等につきましては、日本学生支援機構、旧日本育英会と申しておりましたけども、その奨学金などがありまして、市の奨学金と競合いたしているのではないかなと考えております。学校教育課といたしましては、他の自治体における奨学金制度なども参考にしながら、例えば予約募集ですとか、貸し付けの時期、こういったものの工夫をするなどの対策を講じてまいらなければいけないなど考えているところでございます。

○道祖委員

聞き及ぶところでは、奨学金制度の中で利息をつける奨学金制度もあるというふう聞いております。今言われた、ほかのところの奨学金がどういう形になっているのか承知していませんので、何とも言えませんけれど、そういうところと比較して、飯塚市においても一所懸命教育向上のために取り組んでいるということ、やはり市民には知らせるべきだと思っておりますので、その辺のPR、今後よろしくお願いいたしまして、この質問を終わります。

○委員長

続きまして、262ページ、人権同和教育費、人権同和教育推進費について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

おはようございます。262ページ、人権同和教育費、人権同和教育推進費ということですが、解放子ども会の講師謝礼金について、解放子ども会の平成26年度の実施状況をお願いいたします。

○人権同和政策課長

平成26年度の解放子ども会の実施状況ということでございまして、飯塚地区では4カ所でおおむね週1回で97回、参加人数が延べ245名。続きまして穂波地区では4カ所で、毎週1回114回、参加者数は延べ527名。そして筑穂地区では5カ所で、おおむね週1回で132回、参加者数は延べ636名。いずれも1時間半程度の活動を行っておりまして、市全体としましては、13の解放子ども会で343回、参加者数は延べ1408名となっております。また、1回当たり子ども会の中では、開催場所によって変わってきますけれども、2人から3人というところから20人程度と幅がありますけれども、平均しまして4名から5名の参加となっております。

○宮嶋委員

参加延べ人数が1408名ということで、単純に20名参加しているところもあるというふうに言われておりますので、最低はどのくらいなのかなと思いますが、平均すれば4.1人ということで、今、4人から5人と言われましたけど、4人から5人もいないのではないかなという気はしますけどね。延べ人数はそういうことですが、ここに参加してくる実人数はどのくらいになっているのか、お願いします。

○人権同和政策課長

平成26年度、小学生、中学生と来ているわけですが、小学生が86名、中学生が42名、合計128名となっております。

○宮嶋委員

では、解放子ども会の講師謝礼金というのが216万9千円あります。これの内訳をお願いします。

○人権同和政策課長

講師謝礼の内訳としまして、13の解放子ども会で、開催回数は先ほど言いましたけれども343回、子どもたちの延べの参加人数は1408名でございますが、子ども会を指導していただく推進員の方々は実人数が44名でございます。この343回開催しました解放子ども会で、その44名の方が指導していただいたのが延べで713名でございます。推進員の謝礼は1回について3千円となっております。713名に3千円を乗じた金額、これが213万9千円。それと外部講師の3万円を合計しました金額で計216万9千円が講師謝礼の内訳となっております。

○宮嶋委員

子どもの参加延べ人数が1408人で、それを指導されたと言うか、推進員の先生だと思えますが713人、半分以上になるんですね、この数字。ほかでこういう子どもたちに対して、これだけの指導員と言うか、先生方がついていらっしゃるというのは、ほかにはないのではないかなというふうに思います。今、外部講師の謝礼が3万円と言われましたけど、この外部講師というのについて、ちょっと説明をお願いします。

○人権同和政策課長

外部講師につきましては、筑穂地区で、合同で講演会と言いましょるか、子どもどもたちを対象とした分をやっております。人権コンサートを行っていただいた外部講師に3万円の謝礼を支払ったということになっております。

○宮嶋委員

先ほど言いましたように子どもの延べ人数が1408名で、その半数を上回る713人の先生方が、時間外に1時間半程度時間を割いて指導されているわけですが、その中身、成果とか、そういうものがどういうものかというのが、今まで聞いてきませんでしたけども、知らされてきませんでした。今、本当に子どもたちが抱える問題というのは、この同和教育の問題だけでなく、さまざまな問題があつて、本当に毎日のように新聞に子どもを取り巻く事件というのが載っておりますし、いじめの問題も取り沙汰されています。そういう中で、やっぱり、今、飯塚市では1万人をちょっと切ったようですけど、9千9百何十人かの小中学生がいるわけです。こういう全体の子どもたちに、やっぱり目がいくような、施策をするためにも、この解放子ども会、地域の子ども会がちゃんとあるわけですから、そこで、きちっとやっていけばいいわけで、これにかかってある先生方のエネルギーとか、予算とか、こういうものを全体の子どもに回していただきたいということを要望して、終わります。

○委員長

次に、264ページから272ページの学校管理費、筑穂、庄内、颯田、八木山地区スクールバス運行委託について、吉田委員に質疑を許します。

○吉田委員

265ページ、小学校費、学校管理費、筑穂地区バス委託料及び庄内地区委託料、颯田地区委託料、それとあわせまして273ページの中学校費の八木山スクールバス委託料、筑穂バス委託料をあわせてお伺いしたいと思えます。まず、スクールバスの各地域における運行状況はどのようになっているのか、お答えをください。

○教育総務課長

スクールバスの運行につきましては、合併以前から筑穂地区、庄内地区、穎田地区で運行しております。平成25年度からは、八木地区でも運行しております。筑穂地区におきましては、内野小学校、大分小学校、筑穂中学校に通う児童生徒の遠距離通学の利便性を図るため、民間に委託の上、事業を実施しております。

次に、庄内地区におきましては、庄内小学校に通う児童生徒の遠距離通学の利便性を図るため、民間に委託し、事業を実施しております。

次に、穎田地区につきましても、穎田小学校に通う児童の距離通学の利便性を図るために、スクールバスの運行を行っているものでございます。使用しておりますマイクロバスは、市所有のバス2台の運転業務を民間に委託して運行しております。

次に、八木山地区につきましては、西鉄バス筑豊の八木山線廃止に伴って、一般市民も混乗できる定時定路線型のスクールバスを民間に委託し、鎮西中学校の生徒の利便性のためと、弾力的運用としまして、八木山小学校へ通学する児童が利用いたしております。

なお、平日の8時から17時のあいだは予約乗り合いタクシーを利用しまして、鎮西中学の生徒が通学目的で利用する場合には、無償となるように対応しているところでございます。

○吉田委員

合併以前から運行されてきた地区や、路線バスの廃止に伴って開始された地区などがありますが、スクールバスを運行するにあたり、小学校、中学校、何キロ以上なら走らせる等の国の基準等及び市の基準等があればお知らせください。

○教育総務課長

国では、義務教育小中学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の第4条第1項第2号において適正な規模の条件は、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学にあってはおおむね6キロメートル以内であることが規定されており、法的には同範囲内であれば、適正な規模と判断され、徒歩通学の一定の基準が示されていると解しております。

市としましては、合併前から通学方法につきましては、合併のときの協議事項としまして、今日まで引き継いだ形で運行してきており、平準化に向けた取り組みは、内部的には継続した検討を進めておりますが、具体的に統一した基準等は持ち合わせていないのが現状となっております。一定の基準づくりの中では、児童生徒が安全安心に通学できることを前提に、地域の実情を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるよう継続した研究、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○吉田委員

合併より10年が経過して、まだ統一がなかなか基準に対して設けられてないということで、基準を設けて、平等にやるのが不可欠だと思います。旧飯塚市の親御さんにつきましては、特に不平等感を感じている声が出ております。早急に解決できる協議をお願いいたします。

次に、4月開校での幸袋地区のスクールバスの運行については、どのように検討をなされているのか、お願いします。

○教育総務課長

幸袋中学校校区小中一貫校の通学方法については、建設地が、現在の幸袋小学校の地に建設されることや、中学生は自転車通学が認められていることから、中学生及び幸袋小学校に通学の児童につきましては、影響はないものと考えております。目尾小学校に通学している児童の通学方法については、基本的には幸袋小学校の児童の通学距離を勘案した中で、スクールバスを運行するべきものと考えております。

○吉田委員

運行すべきだと考えているとのことですが、平成22年8月23日より平成25年3月18日までの幸袋地区学校再編説明会及び検討会の席で、平成22年8月23日これは、飯塚市小

中学校再編事業計画素案の説明会、22年10月6日、目尾小学校における説明会、23年に目尾小学校を存続させる会の代表、さまざまな会議が63回ほど行われておりますが、この中で目尾地区スクールバスの運行の要望が10回ほど出ております。この点について、よく検討されて来年度の話ですから、なかなかお答えはできないでしょうが、11月初めに新たにまた、目尾地区及び幸袋地区の説明会があるということです。そこら辺に向けて、ぜひともスクールバス運行について検討をなされて、いい結果が出るようにお願いします。それとともに、市内地域全域にわたって、先ほども申しましたが、10年間にわたり基準がないということです。地域格差是正及び距離等の観点からも、早急に地域格差をなくし、皆さんが安心して通学登校できるような環境をつくっていただくことをお願いし、この質問は終わらせていただきます。

○委員長

次に、266ページから274ページ教育振興費、就学援助について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

266ページと274ページ、小学校、中学校にわかれております、教育振興費、就学援助についてということです。追加資料の73ページに実施状況というのを付けていただいております。この就学援助の申請の手順はどういうふうに周知してあるのかについて、お尋ねをいたします。

○学校教育課長

就学援助制度の周知の方法、あるいは申請の手続についてでございますけれども、周知の方法といたしましては、毎年2月に学校を通じて、全児童生徒の保護者に対し、就学援助制度についてのお知らせを配布いたしております。また、新入学の児童の保護者につきましては、入学説明会等の機会をとらえまして、周知を図っております。なお、申請手続につきましては、市内各小中学校の事務室、あるいは学校教育課に申請書を備えておりますので、必要事項を記入のうえ、学校または学校教育課に提出をいただいております。

○宮嶋委員

この申請書が出まして、決定というのは、どの機関というか、どなたが行われるのでしょうか。

○学校教育課長

私どもの課のほうで、最終的には決定させていただきます。

○宮嶋委員

学校教育課で決められるということですね。

○学校教育課長

先ほどお話したことと同じでございますけれど、基準に照らしまして、学校教育課のほうで決定をさせていただきます。

○宮嶋委員

もちろん、学校長とか、そういう方の意見を聞く場とか、そういうのを設けられるわけですよ。申請書だけではなくて。

○学校教育課長

学校のほうに、保護者の方の状況等を若干把握する内容がある場合には、各学校をとおして、そういった申請や、ときにはそういう書面をあわせて、ご提出をいただいております。

○宮嶋委員

ぜひ、数字だけでは所得だとか、そういうのを調べられるのだと思いますが、それだけではやっぱり、子どもの置かれている状況というのが把握できないのではないかなというふうに思

いますので、やっぱり一番身近で子どもの生活を見てある学校のほうの意見がきちんと反映できるような体制を、ぜひとっていただきたいというふうに思います。

それから、今、就学援助というのは、飯塚の場合は生活保護世帯が1.5倍というふうに言われておりますけれども、それが、どこでも基準だと思うのですが、先日、新聞報道で、去年から生活保護費が引き下げられる中で、就学援助が縮小されている自治体があるということで、全国27自治体の中に、飯塚市が入っていたんですよ。それでちょっとびっくりして、担当課のほうに尋ねましたけれども、これはちょっとアンケートのとり方の問題点はあったのだと思いますが、この点についてちょっと説明ができますでしょうか。

○学校教育課長

ただいま、質問委員のほうのご説明の中にもありましたけれども、飯塚市では、他市町村と比べましても、高い基準額に対しての倍率を掛けております。経済的に困窮している子どもが就学に支障がないよう、制度を運用しているところでございます。また、資料にもございますけれども、就学援助率も増加傾向となっております、幅広く就学援助を受けていただいているのではないかなとも考えております。また、保護者の離職や転職、あるいは離別、死別などによりまして、世帯状況の変化によって収入が減少した、こういった特殊な事情がある場合につきましては、年度の途中でありましても、現状の収入において、改めて判定を実施するなどいたしまして、また先ほどもご指摘がございましたけれども、学校とも連携を十分図りながら、経済的に困窮する世帯への対応を図っているところであります。

○宮嶋委員

実際に今回、生活保護費が引き下げられたことによって、該当しないからといって外された生徒とかはないという認識でよろしいですか。

○学校教育課長

ご申請いただいたケースの中で、やっぱり高い所得、収入のケースにつきましては、ほんとに少のうございますけれども、そういう例もございますが、先ほど申しましたように、この制度の趣旨でございまして困窮している子どもが、就学に支障がないというようなこの制度にのっとって、学校教育課としては、先ほど申しましたようにさまざまな努力をしておるところでございます。

○宮嶋委員

全国的にも本当に困窮した子どもたちが多いということが社会問題に、いわゆる子どもの貧困という問題になっております。ぜひ、子どもの実情を見ながら、大変子どもにとっても助かる、親にとっても助かる制度ですので、充実して続けていただきたいということをお願いして終わります。

○委員長

次に、276ページ、教育振興費、各種文化体育大会出場補助金について、吉田委員に質疑を許します。

○吉田委員

この各種文化体育大会出場補助金についてのご説明を伺おうとしたんですが、別途提出された資料及び私の調査した結果、内容について理解できましたので、取り下げをお願いします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですので、第10款 教育費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 30

再開 10:38

委員会を再開いたします。

次に、第11款、公債費から第13款、災害復旧費までについて、294ページから298ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので、第11款、公債費から第13款、災害復旧費までの質疑を終結いたします。

次に、歳入についての質疑を許します。94ページから132ページまでの質疑を一括して許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、94ページ、市税、収納状況と特徴について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

94ページの市税についてです。収納状況と特徴についてということでお尋ねします。追加資料の1ページに滞納の状況等を出していただいておりますが、この表でどのような特徴があらわれているというふうに考えられているのか、お尋ねいたします。

○税務課長

平成27年度末の内閣府が発表した月例経済報告では、景気は企業部門に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いているとは記されております。しかし、大都市や大企業にはその効果が見られるものもあるようですが、急激な円安による物価上昇の影響等もあり、地域経済は依然として厳しい状況にあると認識しております。そのことが市民の収入増につながらず、滞納者の多くが現年度分は納付できているのに、過年度分までは納付できていないのが大きな要因ではないかというふうに考えております。

○宮嶋委員

大変厳しい状況にあるという認識だということです。その割にはと言ったらあれですけども、この滞納の状況についてはほとんど横ばい状態で、納税を皆さんにさせていただくような努力がされているんだと思いますが、こういう中で、税金が納められなくて苦労されている方にどのように相談にのってあるのか、お尋ねします。

○税務課長

市税及び国民健康保険税の滞納者の中には、いわゆる低所得者の方の多くが厳しい状況で生活されているというふうに推測しております。このため税務課では分納などの納税相談がありましたときは、誠意を持って対応させていただき、分納を含むさまざまな形で、完納に向け協議を行っているところでございます。

○宮嶋委員

そういう中でも、督促状が来て、あわてて窓口駆けつけるという方もたくさんおられます。その滞納者の方が、納税相談に来ていただくためにということで、差し押さえとかいろんな方法もとってありますけども、平成26年度にファイナンシャルプランナーとかいう新しい取り組みが始まったと思うんですが、そのことについて状況をお知らせください。

○税務課長

まず、この業務の内容でございますが、滞納者の中には納付の意思があるものの、住宅ローンとか車のローンなどの借金問題や生命保険料などの支払いによる収入不足などの金銭的な理由により納付が困難なために、滞納している方がおられます。そのため、平成26年度より取り組んだこの事業では、ファイナンシャルプランナーによって生活改善のための相談や指導を委託して、滞納者の過払い金などの借金の整理や支援、家計の収支の見直しなどの生活改善を行って、生活水準をアップさせることによって税の納付につなげるという業務でございます。26年度における相談者数は40人で、延べ73回の相談を受けております。相談者の種別で

すが、自営業者が約半分の19人、それから年齢別で言いますと、60代以上の方がこれも約半数で18人おられます。収入の増加が見込めない高齢者の相談におきましては、生活改善策として年金受給権の確保を中心に相談を受けることができました。また、支出の改善では、銀行等金融機関からの借り入れに伴う月々の返済額を減らし、返済期間の延長により収支のバランスを改善させたケースや生命保険料の見直し、それから携帯電話の使用料に対する指導などがございます。また、収入の面での改善といたしましては、修正申告により還付1件、不動産の任意売買が1件ございます。そのほかにも弁護士による法的整理につながったものとして、過払金の請求が7件、過払金取り戻し後の破産手続きが1件、個人再生手続きが2件あり、執行停止につながったものも1件ございます。

○宮嶋委員

さまざまなことで改善が見られているというご報告でした。私が知っている方の中にも、やはり過払金のこととか、そういうことで改善されたというご報告を受けています。このファイナンシャルプランナーという方の資格というか、どういう方がされているのか、ちょっとお尋ねします。

○税務課長

ファイナンシャルプランナーでございますが、相談者の収支、負債、家族構成、資産状況などの情報提供を受け、それをもとに住居、教育、老後などの将来のライフプランニング、生活設計でございますが、に即した資金計画やアドバイスを行う国家資格を持った専門家のことでございます。

○宮嶋委員

肩書きがこういう肩書きなんですね、わかりました。片仮名なので、よくちょっとわからないので。ぜひ、滞納を抱えて、市税だけではなくて、市税を滞納されている方は、国保だとか他の税金だとかも抱えてある方、多重と言うか、そういう方が多いので、なかなかの苦勞されていますし、私たちも相談にのるときも、小出しにしてなかなか本当のことを言うてくださなくて、対応がなかなか難しいというのがありますから、ぜひ、こういう専門の方にやっていただくことはいいことだと思いますので、これからも滞納の相談に優しくのっていただいて、滞納者の実態を把握していただいて、収納改善に努めていただきたいというふうに申し上げて終わります。

○委員長

続きまして、96ページ、地方交付税、普通交付税について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

96ページ、地方交付税の中の普通交付税について聞かせていただきます。今回、150億円強の普通交付税が決算書のほうに計上されているわけですが、今回、資料要求のほうで追加資料で4ページの分で準備していただきました。ありがとうございます。この150億円強の普通交付税なんですけど、成果説明書の5ページのほうを見るとわかりやすいかと思うんですけど、この150億円という金額が出てきた根拠として、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて、さらに臨時財政対策債振替額というのを差し引いて出てきた金額が150億円強というふうなことになっているかと思えます。今回ちょっとお聞きしたいのが、普通交付税について、地方公共団体の標準的な財政需要を算定したものが基準財政需要額でありまして、同じく標準的な一般財源収入額を算定したものが基準財政収入額になるかと思うんですけど——すみません。もう1回言います。地方公共団体の標準的な財政需要を算定した基準財政需要額が、標準的な一般財源収入額を算定した基準財政収入額を上回った場合、その差額の財源不足分が交付されるとされていますけども、地方公共団体の独自の努力によって標準的な財政需要を下回って歳出が行われた場合、その分の交付税というのは余剰財源というふうな



形になるというふうなことが考えられるのでしょうか。

#### ○財政課長

普通交付税は国税の一定割合を財源といたしまして、地方公共団体の財源不足を衡平に補てんするもので、標準的な行政水準を維持するために必要な経費を地方公共団体に保障することを目的として交付されているものでございます。質問委員が言われますように、地方公共団体の標準的な財政需要を算定した基準財政需要額が、標準的な一般財源収入額を算定した基準財政収入額を上回った場合、その差額の財源不足が普通交付税として交付されるものでございます。提出資料に記載のとおり、基準財政収入額は法定普通税を主体とした標準的な地方税収入が対象とされて算定されます。

また、基準財政需要額は国が作成いたします地方財政計画に組み込まれた給与費、社会福祉関係費、公共事業等の内容を基礎として標準的な行政サービス水準を維持するための必要経費が財政需要として算定されます。

このように国の標準的な財政需要で算定される行政経費はあくまで標準的なものでございまして、各地方公共団体が実際に行っております具体的な行政経費とは必ずしも一致いたしておりません。一般的には、標準的な経費よりも効率的な行政運営を行えば、その余剰分を活用して行政サービス水準のさらなる向上や、次世代のための投資、基金積み立てなどを行うことも可能となりますが、逆に効率の悪い行政運営を行えば、おのずから財政状況を悪化させることとなります。各地方公共団体におきましては、独自の施策を行っております、本市におきましても、住民ニーズに対応しましたさまざまな施策を行っております。

こういうことで、国の標準的な財政需要で算定された行政経費での運営を行った場合、現状の住民サービスの低下につながるかと考えております。

市税と同じく地方交付税につきましては、地方公共団体固有の財源として認められたものでございまして、本市においても特に重要な財源となっております。限られた財源を有効に活用し、よりよい行政サービスを提供するためにも、効率的な行政運営を図る必要があると考えております。

#### ○永末委員

ありがとうございます。問題となるのは、おそらくその国の標準的な算出根拠によって算出されている基準財政需要額という算出の基準が厳しければ厳しいほど、自治体が独自に行う行政サービスというの、かなり厳しく見積もらざるを得ないというふうなところが、あるかと思しますので、国の基準よりも効率的な行政運営を行うというのは、なかなか厳しい現状もあるというふうなこともちょっと聞いておりますけれども、その分を上回れば、しっかりと余剰財源となるということがわかりましたので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

#### ○委員長

続きまして116ページ、財産貸付収入、財産収入について、永末委員に質疑を許します。

#### ○永末委員

続きまして質問させていただきます。116ページ、財産貸付収入、財産収入につきまして聞かせていただきます。こちらのほう追加の資料も出していただきました。6ページのほうから10ページのほう、ちょっと量が多いんですけども、ありがとうございます、出していただきまして。この財産収入なんですけれども、今回、決算のほうで、全体で6億円弱、5億9900万円が計上されています。内訳としましては、財産運用収入が4億5700万円ほど、財産売払収入が1億4200万円ほど、そのトータルが5億9900万円になるというふうなことでありまして、その財産運用収入の中に財産貸付収入があつて、また、財産売払収入の中に不動産売払収入とかで構成されているというふうなことになっておりますけれども、今回、自主財源を確保する手法の1つとして、この財産収入の割合を上げていくということが重要では

ないかというふうに考えています。一般質問のほうでも寄付金、ふるさと納税の分で頑張っていたかというふうな話ありましたけども、あれもひとつ自主財源の確保策の1つでありますでしょうけど、プラスして、やはり考えていく際にこういった財産収入の割合を高めていくというのが1つ重要な視点になってくるんじゃないかと思っておりますけども、そういった部分につきまして、現状どういった取り組みが行われていますでしょうか。

○管財課長

公有財産の中で行政財産として利用していない土地、建物等の遊休財産につきましては、その財産の取得の経緯や現状等から見て、売却できる財産もしくはすぐに売却の対象にはならないが貸し付けの対象となる財産であるかを判断いたしまして、飯塚市公有財産管理規則に基づき売却又は貸し付け等を行い、自主財源の確保に努めているところでございます。

収入を高める方策といたしましては、まず一般競争入札や価格公示方式での土地の売却情報を市報、市ホームページ等に掲載するとともに、売却情報パンフレットを作成いたしまして、不動産関係業界へ配布いたしまして、そして宣伝等を行い、売却促進を図っているところでございます。

また、市有地を住宅敷きとして搾取されている方々には、随時その土地の購入について働きかけを行ってきているところでございます。そのほか小規模な残地で単独利用が困難な土地、それにつきましては、隣接者で払い下げができるものにつきましては、売却を行っております。

また、貸し付けの対象となる財産につきましては、公募プロポーザル方式での継続貸し付けや、短期的な一時貸し付けを行っているところでございます。

○永末委員

今回、提出してもらっている資料のほうで、土地の貸し付けの件数としましては72件、建物貸し付けの件数としましては9件ということで、内訳を挙げていただいているわけですが、この土地のほうに関しましてですけれども、この貸し付けを行っている土地の現状について、先ほどおっしゃられた遊休地全体のうち実際どれくらいの割合の土地を貸し付けられているか、算定されていますでしょうか。

○管財課長

今の遊休地というところで、まず、これにつきましては、貸し付けを行いますには、財産自体が道路との位置関係とか、その土地自体の現況、形態等から判断して貸し付け可能であるかどうかという判断をする前提条件がございますが、単純に面積割合で見ますと、提出させていただいております決算審査意見書の38ページに、財産に関する調書という資料を提出させていただいております。その土地の中の下段の普通財産というのが行政財産として使っていないということで、ある意味遊休財産ということになります。この財産に関する調書で、平成26年度末で普通財産の土地が611万124.24平米を計上しております。26年度決算での貸付面積が31万7637.56平米でありますので、土地については、単純に率にしまして5.19%でございます。

○永末委員

同じく建物のほうが、もしわかりましたらお願いします。

○管財課長

建物でございます。同じく財産に関する調書、下の建物の欄の同じく普通財産のほうに、数字を計上させていただいております。これは、同じく普通財産の建物につきましては、6万9882.38平米を計上しております。対して、貸付面積が4801.13平米となっておりますので、建物については、率にして6.87%ということになります。

○永末委員

ありがとうございます。その遊休地の状態がどうなのかというのもありますので、単純に今

おっしゃられた率というのをどう考えていくかというのは、いろんな議論されるべき部分が残されているかと思えますけども、今、言われた土地に関して5.19%、建物について6.87%というのは、数字から見ても、まだまだ検討できる余地があるんじゃないかなと思うんですけども、その財産収入を高めていく手段としまして、例えば、民間のやはりノウハウを少し検討されてみてはどうかと提案したいと思えます。企業不動産の管理運用という手法として、CREという手法があるそうです。また、その公共バージョンみたいなもので、公的不動産の活用法としてPREという手法が、あるようですけども、こういったこの手法を参考にできないかと考えますが、こういったことについて検討されたことがございますでしょうか。

○管財課長

今、ご指摘のCREは、企業不動産について企業価値の向上の観点から経営戦略的視点に立って見直しを行って、不動産投資の効果を最大限に向上させていこうという考えということでございます。また、PREは、公的不動産について、公共公益的な目的を踏まえつつ経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効果的な管理運用を推進していこうという考え方であるとされております。

今、質問委員が言われました財産収入を向上させる方法としての企業のほうのCREの企業不動産の管理運営手法を検討したことがあるかということは、検討したことはございませんが、PRE、公的不動産の活用法の導入につきましては、国土交通省が公表しておりますPREの活用事例を見ますと、本市では筑穂支所の4階の空きスペースを公募プロポーザル方式で募集いたしまして、貸し付けを行っている事例や、それと同じく大分赤幡地区の大規模な旧牧草採草地ですか、遊休地を、これもメガソーラーの施設敷として、公募プロポーザル方式で民間企業に貸し付けを行っていることが、これに該当するということになると思えます。

また、PREでは、財産の売却貸し付けについては、その不動産の持つ能力、市場価値等を的確に把握して、遊休地の有効活用方法を多面的に検討する必要があるということが述べられておりますが、このことにつきましては、本市が現在実施しております公有財産の処分についての基本的な考えでございまして、これに沿って事務処理を進めているところでございます。売却価格につきましては、CRE、PREにおける不動産の時価の把握方法と同様な考え方で、市場価値との整合性を図るため不動産鑑定や民間売買実例価格、地価調査、地価公示価格等を参考に、飯塚市財産管理審議会で審議決定を行い、適正な価格設定に努めておるところでございます。

また、貸付料の設定につきましては、飯塚市公有財産管理規則に基づき貸付時点での直近の固定資産評価額に基づいた価格に基づいて算出してございまして、それぞれ財産価値に沿った価格設定を行っているところでございます。

なお、飯塚市の財産処分につきましては、飯塚市公有財産調整委員会、同じく公有財産有効活用検討委員会について、当該財産の売却の可否や財産利活用方針等について調査・審議を行い、方針を決定しているところでございます。

○永末委員

CREについては、まだ検討されたことないけども、PREについては、今、筑穂支所の空きスペース利用などを例に挙げられて、同様な考え方でやっていますよというふうな答弁で、基本的にCRE、PREのような形にのっとったところで十分やっていますよというふうな話であったかと思うんですけど、となりますと、先ほどの割合の話にちょっと戻らざるを得ないんですけど、土地にしても、建物にしても、やはりまだ数パーセント台の活用状況しかできていないということに関しては、そういった同様な考え方でいっているとしても、考え方として、アプローチとして何らか見直すべき部分があるんじゃないかなろうかというふうなことになるわけですけども、先ほど言われました答弁の中で、飯塚市有効活用検討委員会において、財産利

活用方針について審議して決定しているというふうに言われましたけども、その委員さんの中身をちょっと拝見しますと、規定のほうで見ますと、9名の委員さんがいらっしゃるって、その委員すべてが飯塚市の部長さん、部長、次長、課長から構成されているというふうな委員会でございます。そういった委員会を、より新しい形を目指していくという意味でも、例えばこの委員会に外部の専門家を入れて、より柔軟で広い視野からの考え方を入れたりしてはどうかと考えるんですけど、そのあたりどう思われますか。

○管財課長

委員ご指摘のとおり、財産収入の向上を図る上で、専門家が持つノウハウを参考にすることは、大変有意義であると考えております。現在は、国等から提供されております公的不動産の有効利活用ガイドラインや全国の活用事例等の情報や、不動産関係事業者の方々からの直接のヒヤリングから得た情報を基に、これを参考に、活用方針を決定している状況でございます。現在の、ご指摘ありました有効利活用検討委員会というのは、市行政内部の検討委員会でございますので、外部の専門家の参加につきましては、今後ちょっと調査・検討を考えていきたいというふうに考えております。

○永末委員

調査・検討を行っていただけるということですので、ぜひとも今後の検討状況のご報告もいただきたいと思います。あと財産収入を向上させるために市が所有する土地建物のうち、売却・貸し付けができる財産というのを的確に把握する必要があるかと思うんですけども、これについて市の取り組みをお願いします。

○管財課長

現在管財課が所管する普通財産につきましては、各財産の登記地目、現況地目、地籍、位置図、字図等の台帳データを備えて、貸し付けをはじめ管理を行っております。なお、現在国が進める統一的な新地方公会計制度、これに対応するために固定資産台帳、改めて別の固定資産台帳を整備する取り組みを今行っております。この作業の中で、各財産、各所管課が管理する土地建物、道路等の調査も行いますので、今以上にそれぞれ財産の状況が把握できて、詳細に財産の状況が詳細に把握できると考えております。

○永末委員

すみません、では、最後なんですけど、今のような考え方で、財産の活用というのを、より活性化していくべきじゃないかというふうな考え方を私持っているんですけど、市長におかれまして、今のような視点で、市長ももともと現在も民間企業の会長様でもいらっしゃるんで、そういった部分で民間の会社と自治体は違う部分も当然ありますでしょうけど、参考にできる部分もあるかと思っておりますので、そういった部分での考えなりを聞かせていただければと思います。

○副市長

普通財産を有効に活用するということは大変重要なことだというふうに思っております。ただ、一点だけ市町村によって、その貸し付けが一桁台の4%、5%と低いからという考え方は、それは当てはまらないと、私は思っております。というのは、市の持っている財産とか、市の面積、これが非常に狭いところ、大きいところで、それが高ければ有効に活用するののかと言えば、決してなりませんし、1番重要なのは、この市有財産というのは、市民全体の財産ですから、どういう目的でどういう貸し付けであるということを基本的には考えなくちゃなりませんし、今後の活用もありますので、単純にこれでどんどん貸し付けていいと、じゃあそれを特定の企業に貸し付け、どんどん儲けるなど、それも1つの経済の活性化にはつながると思いますが、そういうことも踏まえて、今の内部での委員会があるんですけど、ただ我々の気づかない、今、提案のありました民間の方のいろんなお知恵を借りるということについては、これは当然

今後我々も思わなかった発想とかいうのもあろうかと思いますが、基本的には市有財産というのは市民の財産ですので、大方市民の方の納得をいただけるような形でしか進まないであろうと。それと基本的には、これまで行財政改革の中で、不要なそういう市有財産は基本的にどんどん売却していきましょうという大もとの基本方針は立てております。ただ、売りたいと思っても、場所によっては、物理的に売れないのもたくさんございますので、それと、いよいよ売るときには、その地域の方のいろんな合意形成も必要だというふうに思っています。ただ、市有財産を大いに活用していかなきゃいけないということについては、全くそれは同感だというふうに思っております。

○永末委員

ありがとうございます。その外部の専門家等の部分に関しては、少し前向きなお考えがいただけたかと思えます。最後ですけど、私の意見のほうで、ちょっともし誤解があったらいけませんので、加えますけども、決して市の財産をどんどん売ってしまえとかというふうな考え方を、言っているわけではございませんので、当然、行政財産といった部分の性質があるということも理解した上で、いろんな調整を図りながら、少しでも進めていっていただければというふうな視点での発言でございましたので、つけ加えさせていただきます。以上です。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、歳入についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:11

再 開 11:20

委員会を再開いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、指定管理委託料の決算額、指定管理委託料に占める人件費とその推移及び業務継続の期間について、道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

指定管理に関して、質問させていただきますけれど、資料として、79、80ページに資料を出していただいております。このように指定の形態はいろいろあります。指定と利用という形と利用料だけで運営しているとか、指定だけで運営しているとか、いろいろありますけれど、この中で、15項目を出していただいておりますけども、この中でわかりやすいと思っておりますので、私は飯塚市図書館、生涯学習課が指定管理で出しておりますけど、これについて、まず、確認しながら質問させていただきたいと思っております。この図書館ですけれど、やはり公共施設のあり方の見直しの中において、指定管理者制度を導入して、これは今後も行政として残していくべきだと、そういう考えで図書館は、行政が運営していかなくてははいけないけれど、経費の問題、住民サービス等の向上から考えて、指定管理者制度を導入したほうがよいという判断で、指定管理に出されているというふうに理解しておりますが、この5年間の人件費、管理費等がどういうふうになっているか、ここに書いておりますけれど、平成22年度は、指定管理者として1億467万6千円で指定管理を出されております。26年度の予算では、1億767万4千円で指定管理委託料が出されておりますけれど、これの中に人件費、管理費、運営費等があると思っておりますけれど、どのようになっておるのか、まず確認させていただきたいと思っております。

○生涯学習課長

図書館の件でございますけれども、平成20年度より指定管理を実施いたしまして、平成2

5年度から2期目の指定管理で、今させていただいているところでございます。平成22年度から見ますと、指定管理料につきましては、1億467万6千円でございます、その他の収入が27万9698円でありまして、合計いたしますと、1億495万5698円の収入となっております。支出につきましては、人件費が6952万4752円で、事務費が814万1376円、施設管理費等でございますけれども、2634万74円でございます。合計いたしますと、1億400万6202円の収入となっております。指定管理者の利益で申しますと、94万9496円になりますので、それから平成26年度を見ますと、指定管理料が1億767万4千円。その他の収入でございますけれども、25万8581円でありまして、合計が1億793万2581円の収入となっております。支出でございますが、人件費が7256万2163円、事務費が727万3587円、施設管理費等で2715万4306円でございます。合計いたしますと、1億699万5666円の支出となり、指定管理者の利益で言いますと、94万2525円でございます。平成22年度から平成26年度までの5年間の指定管理者の利益といたしましては、平均で申し上げましたら、約88万円でございます。

○道祖委員

人権費、事務費がいろいろ引かれて、最終的に指定管理者が受け取る利益は、大体90万円前後だと。平均で80何がしというふうに言われておりましたけれど、このコピー代となにかカードの発行というのがあるということですから、これは25万円前後ということになると、大体1年間の収入は60万円前後だというふうに言えるのではないかと思いますけど、間違いないですね。

○生涯学習課長

今、言われたとおり、約62万円でございます。

○道祖委員

指定管理のこの図書館については、5年間で契約しておるわけですがけれども、2期目に入っておるということでもありますけれど、雇用をしている中で、人件費の金額がいろいろ言われておりました。当然、一人がこれだけの金額をもらっているわけではないとは理解しておりますけれど、そこにかかっている人件費の内訳、人件費の内訳がどういうふうになっているのか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長

人件費の内訳でございますけれども、管理職の平均を取らせていただきましたら、平成22年度につきましては、21万7730円でございます、26年度につきましては、25万1250円でございます。それから、フルで働いておりますスタッフ、シェアスタッフと申しまして、シェアスタッフにつきましては、パート的、時間給の分でございますけれども、平成22年度につきましては、平均でございますけれども、15万1710円、平成26年度でいきましたら16万1893円でございます。

○道祖委員

これは5年間、継続して雇用されている、そして、なおかつ2期目ですから、引き続き雇用されているというふうに理解していいんですか。契約条件は5年間というふうになっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長

契約につきましては、今、質問委員言われているとおりでございますけれども、契約期間につきましては、一応1年間契約でさせていただいているところでございます。

○道祖委員

5年継続じゃなくて、契約条件としては、働いている人と図書館流通センターとしては、契約は1年交代で更新だということですね。

○生涯学習課長

契約につきましては5年間でございますが、更新制度でございますので、1年1年更新をさせていただきますというところでございます。

○道祖委員

それは市との契約ではなくて、あくまでも指定管理者とそこに働いている人たちが1年契約で、1年ごと契約してそして5年間もしくは5年以上雇用されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

今、平均賃金が平成26年度の決算委員会ですから、26年度で話していきたいと思えますけれども、お尋ねしていきたいと思えますけど、管理職とスタッフ・パートさんという方と2種類に分かれると、どちらにしても1年契約であるということですよ。管理職の人たちは、常勤だと思うんですけど、大体25万円くらいの平均賃金だと。そして、パートさんについては約16万円の平均賃金であるというふうに言われましたけれど、これは基本給ベースなんですか。平均賃金という人件費の中にはいろいろなものが含まれてくると思うんですけど、単純に基本給なのか基準内賃金なのか、その辺はどういうふうに考えたらよろしいですか。平均で言われていますけどね。

○生涯学習課長

その分につきましては、給料、手当でございます。

○道祖委員

ということは、1時間当たりの賃金ではないということですよ、手当まで含んでいるということは。基準内、私どもが昔習った言葉でいうと、精勤手当とか家族手当とか通勤手当とかそういうのが入るからその中で基準内賃金ということで、基本給よりも、どうしても手当がつくと手元に入ってくる金額が大きくなるんですけど、今言われた平均賃金というのは、手当まで含んだ平均賃金であるということですね。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

管理職にしてもスタッフにしても、何人かいらっしゃって、そして平均賃金であるということですよ、平均給料であるということですよ。ということは、個別的には賃金は違ってきているということだと思うんですけど、個別的な賃金というのは、把握はされてきているのかどうか。イエス、ノーでいいですよ。

○生涯学習課長

把握はしておりません。

○道祖委員

把握されていないということは、各個人において、今言われているのは諸手当まで含んだ平均賃金であると、個別的にいくら時間給が払われているかというのは、確認は、そういうことは、これまでやられてないというふうに理解いたしますけれど、そういうことであるという図書館の実態について今確認させていただきました。改めて15箇所の資料が出ております。しかしその中で実際は、委託料が払われてないところありますので、それは除きまして、とりあえず除きまして、委託料を払っているところで、今、確認したようにそこに働いている人たちの個別の賃金については、各課において、所管課において把握はできているのかどうか、確認させていただきます。

○総合政策課長

委託料の算定におきましては、先ほど図書館のほうから答弁がございましたとおり、人件費、管理費等で構成しておりますが、その人件費につきましては、算定の折には一定の基準ということで算定しておりますが、実際の契約を結んだ後の分につきましては、決算書の提出等によって確認しているところがございますが、具体的な賃金等につきましては、各所属の中で、確認はされていることと思えますけれども、そのような確認としてはとってはおりません。

○道祖委員

9月議会でもこの件については、お尋ねしておりますけれども、その中で経費は1割程度削減できたと答弁があっておりましたけれど、改めてお尋ねしますけど、妥当だと思って、この委託料を払われているとは思いますが、本当に妥当なのかどうか、考え方を示してください。

○総合政策課長

指定管理の導入に関しましては、ご承知のとおり指定管理者制度導入に係る指針におきまして、指定管理料の積算を行っております。新規の場合と、更新の場合がございますけれども、新規をする場合につきましては、費用、先ほど申しあげました人件費、管理費、あるいは運営費といったことで、分類をいたしまして、過去3年間の状況を分析、精査し、上限額を定めるものとしまして、利用料金がある場合の施設におきましては、過去の3年間の利用収入を分析、精査し、算出した額を差し引いて上限額とすることと、市において定めております。更新におきましても、当初の導入時期の設計額を基準といたしまして、その後の物価の変動、料金の改定などの変動要素を加味した上で、これも過去3年間の状況を分析、精査した上で、上限額を定めるものとしております。ただいま先ほども若干ご説明いたしましたが、人件費といった算定に当たりましては、この業務を実施するに必要な人数、それから役職、こういったものを精査いたしまして、ベースといたしましては、市職員の人件費に基づきまして算定をすることといたしております。以上でございます。

○道祖委員

先ほどからお尋ねしてきてわかったことは、この指定管理者制度を導入して、妥当であるという指定管理委託料を支払っている、しかし、そこに働いている人たちに対しての個別の賃金の把握については具体的には、把握をしてないということですよ。決算書等でチェックされて、外部委員会というか、第三者にはお任せして、その中の人たちがチェックしてくれているからということでもありますけれども、しかし、やはり適正な賃金が払われているかどうかということについてははっきりここで払われているということを明確に言えないのではないかと、確認されていないんですから、今日まで。そう思うわけですが、答えられますか。自信持って間違いないと。

○総合政策課長

先ほども申しあげましたとおり、審査といたしましては、毎年所管において、一次審査を行い、導入委員会におきまして、二次審査をすべての施設において行っております。その折に提出いただいております決算書の中には、当然人件費等もございますけれども、個別の、個々の雇用者に対する確認といったものについて、各所属において、そこまで踏み入っているのかどうかといったことについては承知いたしておりません。

○道祖委員

私は業務を民間にお任せしているならば、そこまでチェックすべきだというふうに思います。市の仕事を補完していただいているわけですから、やはり市がそこまで、目を通して、間違いのない賃金、働く場所の確保ができていくというふうにしていくべきだと思います。今後も施設によっていろいろあるんでしょうけれど、図書館とかいうとこれからも長期に運営していく施設だと私思うんです。それで、やはり10年は、合併して10年経ちました。公共施設のあ



り方について経費の節減、住民サービスの向上という目的で指定管理者制度入れてきておりますけど、指定管理者制度の中身の見直しはしていくべきだと思うんです。図書館みたいなものについては、病院は専門だからということで、30年間やっておりますけど、こういうものについても、チェックされて、問題なければ、この企業でも構いませんし、30年なら30年という長期契約を結んで、5年の契約をしていても、図書館については1年契約なんですよ、働いている人と、指定管理者との間は。私は5年間だけは雇用されているとは思っていたんです。そして、なおかつ、その業者がそのまま継続してやるならば、問題なく市のニーズに応じておるならば、新たにその業者が指定管理者になっていくと。であるならば、そこに働いている人たちは、5年、10年という形で雇用されていくものだと思っていたんですけど。現実的には図書館については1年契約だということです。あなた方はほかの施設においてもどういう実態なのか、承知しているのかどうか。

○総合政策課長

指定管理を統括している当課といたしましては、個々の実態については、私どもとしては把握をいたしておりません。

○道祖委員

ですから、やはり働く人たちの、まず賃金の実態を知らない。雇用契約の実態を知らない。それで本当に住民に対して、十分なサービスを、働いている人が安定しないで、十分なサービスが、市民に与えられるのかどうか。その点なんです。その点について、どういうふうに考えるのか。課長に尋ねるよりもやっぱり、副市長でしょうね。副市長、どう思います、統括して。課長が答弁するの。部長が答弁するそうです。

○総務部長

すみません、ちょっとだけ、9月の定例会で、一般質問の中で、質問委員とこの件につきまして、少しやりとりをさせていただきましたので、その後のちょっと経緯だけを説明させていただきたいと思います。一般質問終了後に、副市長のほうから指示がありまして、この指定管理の部分を含めまして、公契約の関係を、質問委員の言われます、定住促進に向けた長期雇用、それと安定収入ですね、その件について、少し他市の状況を調べるように指示がありましたので、今調査をしているところでございます。今、調査をしている中におきましては、各団体に公契約条例の制定によらずに、個別の制度、例えば、今言われます、指定管理者制度の中で、長期雇用、安定収入に関する基準を定めている団体もございまして、またほかには、現在雇用している職員を更新の際にも継続雇用を前提とした更新をされている団体もございまして、さまざまな取り組みが、この件に関してはされているようでございます。これらの他市の状況を参考にして、現在、関係部署、指定管理の担当部署とも協力して、引き続き勉強させていただいているという状態でございます。

○道祖委員

9月の一般質問で副市長は時間をください、勉強しますからということで、早速、指示していただいて勉強しておるようですから、それはそれとして良としますけれども、やはり言いたいことは、公契約条例を私は入れるべきだと思っています。思っていますけれど、すべての業務について、民間にお願いしている業務について、入れるべきかどうかというのは、これは議論の余地があると思っています。だけど、指定管理者制度とか、そういう、まあ資料に出てきておりますけれど、業務委託の内容によっては、指定管理者制度を、公契約制度を入れてきちっとそこに働いている人たちの立場を保護するというかですね、そういうことは必要ではないかと思っておるんです。なぜならば、勉強していると、今部長言いましたけれど、ほかのところはいろいろな形で働いている人たちの長期雇用の問題とか、そういうのは公契約条例を入れなくてもやっているということでありまして、それも承知しているんです。ただ、公契

約条例の中で、うたっている、どれとどれとどれとどれを入れるべきだというようなものがあるわけですね。お勉強されているならわかると思います。だいたい5つぐらいあるというふうには私は思っておりますけれど、その点については、確認されておりますか。

○総務部長

公契約条例の要件として挙げられておりますのは、最低賃金、それと元請事業者との連帯責任、労働者の権利保障、それと対象事業の適用範囲、適用労働者、それと第三者機関の設置、これらが公契約条例の要件として挙げられております。

○道祖委員

今言われた内容は、今指定管理者制度を入れて、質疑の中で、内容は別にして、個別賃金とかそういうことについては把握していないのは、はっきりいたしました。5年の中が1年契約とかになっているとかいうのについても、ここで理解いたしましたというか、把握いたしましたけれど、ただ、第三者機関というものも設けているし、今あなたが言った要件は、実際運用上やっている内容ではないですか。内容だけれども、細かく個別賃金が把握できてなかった。きちっと労働者と雇用者の間の労働契約条件が把握できていなかった。だから、それを把握するために、公契約条例を入れたらどうですかと。従来やっているところで、補完するために入れたらどうですかということを行っているんです。言っておきますけれど、先ほどから言っているように、民間にお任せしている業務すべてにおいて、入れろということは言っていないんです。まず、一部から入って行って、そしてやはりきちっと市の仕事をしていただいている人たちに対して、きちっと市が、元請なんですから、働いている人の生活保障をきちっと、当然の権利ですから、それを保証するということを考えていくべきだと思っておりますけど、どうですか。

○委員長

答弁をする前に、だいたい総括的にまとめた意見が出ているので、答弁者のほうもそれに答えられるような答弁をひとつよろしく願いいたします。

○総務部長

質問委員の言われます趣旨は、十分に理解した中で、今勉強させていただいております。先ほど申し上げました、公契約条例の要件、これらを満たすような部分を、公契約条例に限らず、個々の制度の中でやっていくのか、どうか、これが施設の設置目的、実情等を踏まえた上で、十分勘案して、質問委員の言われる趣旨の部分を実現させていきたいというふうに思います。

○道祖委員

ぜひ、指定管理者制度のあり方について、改めて見直しをしていただきたいというふうに思いますし、そしてまたその見直しの中において、公契約条例というものの制定に向けて、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。そういう考えで取り組んでいくことであると理解いたしますけど、再度確認しますけれどそれでよろしいんでしょうね。

○副市長

前回の本会議の中で、公契約についてのやり取りをしましたが、この指定管理制度の中身を、いったんうちも導入して、相当期間が経っております。ですから、今一律に5年とか、単純なことでやっておりますが、この期間設定がいいのかどうかというのは、施設の持つ特性、その施設にお見えになる市民の方に対するいろんなソフト面での行政サービスというところもあるし、ある意味は、ほとんどがその施設の管理運営だけという、いろいろ施設によって特性があります。ですから、そういう違いによっては、指定管理の期間は、ある一定の見直しをしなくてはいけないだろうとか、今言われます、賃金あたりについて、ただ一点だけ私は、公契約の中身を、少し若干、まだ勉強不足かもわかりませんが、公契約というのは、基本的には市が発注するすべての公共工事から委託からというのが原則だということも、ただ試験的に今

言われますように、指定管理のところだけどうだという、それをやっている自治体があるかどうかは、ちょっとそこまでは不勉強でわかりませんが、あるかも知れません。ただ、一点気になるのが、市が指定管理している、そこで働いている直接の方だけの賃金が保障されて、今度はそれ以外のところの一般の地元の企業の方の賃金とはどうだと、そういう課題があるということをものによっては書いてありました。それは、そういう批判を浴びるのではないかということ。それは当然ご承知だというふうに思っております。基本的には、うちのほうが仮に10年間指定管理制度をやっても受けた会社のほうの中の、例えばその就業規則なり、組合があれば労働組合などいろんなものがあるんでしょうけど、基本的には、私の認識では、最低でも労働基準法とか、最低賃金とか、今は絶対にクリアしていかななくてはならない問題ですから、その辺は当然必要なことですが、公契約そのものを、実際に頭の中で運用するときには、大変ななか厳しい、やり方によっては、その企業の自由な企業活動を若干、公が制限するような場面もできるんじゃないかなというのが、一番私が今危惧していると言いますか、どちらかといえば規制をかけるような形になって、自由な活動を阻害するようになるのではないかというのが一番の懸念です。ただ、今後とも検討はしてきますけども、今言ったのは、私が今まで、ざっと、あれから勉強した中で疑問に思っていると。ただ、検討することは検討いたします。

#### ○道祖委員

公契約というのは、いろいろあるのは承知しています。ですから、言っているのは、まず指定管理者制度から入れていって、反応を見ながら広げていくという方法もあるんじゃないかと。公契約だから全部に入れる、その意気込みは結構なことですよ。だけど、それは非常にやはりマンパワーがいる。そういうふうに私も思っております。だから、まず、入れやすいところから入れて、まず一歩進むことが、やはり雇用の安定とか定住政策につながっていくのではないかと考えていますから、そういう面で、特に理解していただきたいと思います。それと、なおかつ言いますと、公共サービス基本法は定められておるんですから、そこにちゃんとやっているように、第11条には、明記されているんですから、だからやはり、それは前向きに進むべきだと私は思います。

#### ○副市長

私のほうから、今の質問委員にお尋ねするのは、本当は筋違いと思っております。ただ一点考え方ですね、例えば、確かに図書館の例を出されましたので、図書館でもいいですが、図書館そのものの施設で働いてある方、現実にあの中で働いてある方の賃金については、そういうことは理解します。ただ、もう一点指定管理であれば、その中で施設の管理の部分がいっぱいあるんですね、施設を運営するためにいろんな例えば、消防点検、水槽はどうだとか、電気など、そうしますと、基本的な今飯塚市のやり方としては、そういういろんな施設の点検については、地元の事業者を使ってくださいよと、当然のことですが、そういう指導もやっています。そうすると、地元の企業の方もそういういろんな点検に入ってまいります。入ってある企業の方の人件費もその中に基本的には入っているわけですね。じゃあ、そこまで踏み込まないと、本当に、私はならないのじゃないのかと、私は個人的に思っているんです。それが果たしているのかどうか。となってくると、あの業種、この業種というのがたくさんありますから、そこで、地元の企業の方の、そこで直接払ってある賃金と、もちろん資格等がございますから、多少違うでしょうけど、そういういろんな点検で入ってくる地元業者の方で、非常に単発的でしょうから、年何回とがあるでしょうけど、ただ、そこに委託料を払う中には、基本的には人件費という部分は必ず入っているはずですから、その人件費まで入っていくとなると、それはちょっと大変なことになるのではないかと、そのこの考えだけはちょっと聞かせておいてください、いいとか悪いではなくて。

#### ○道祖委員

だから言っているじゃないですか、まず1歩進んで、図書館に勤務している人たちの賃金のあり方というものをきちっと明記する、あり方を。そして、そこに入ってきている企業の人、もちろん施設管理の中で、清掃とかいろいろ入ってきているのは承知しています。そこまできちっと指導していくのが本来の姿なんですから、あなたの言うように。だから、そこまでするのを目標として掲げてやっていくのが当たり前じゃないですか。だから私が言っているのは、まず指定管理者制度だけをやって、そこで悪出しをして、そしてほかの公契約に結びつけていくべきだと言っているんです。今、頭の中で考えてばかりおって、何もしないよりも、1歩進んだほうがよろしいんじゃないですかと。そして、公契約を入れているところは、ほかのところでもあります。例えば、公契約の、契約の金額によって、この公契約条例を運用していくというようなところもありますからね。その辺はまずやっていると参考にしなが、ただ、実態も把握してないという現実のところは今はっきりしたんだから、そこはそこで是正して、そしてなおかつ、おっしゃるとおり広げていくべきだと私は思いますよ。

○副市長

指定管理のその中には人件費という形でうちが払っているわけじゃないんです。あくまでも全体の委託料の中で払っていますから、当然おわかりだと思いますが、だから今、指定管理をやる場合に、基本的なこの指定管理者制度の中には、今、質問者が言うような部分があるということは理解します。ただ、今の現状のシステムの中では、そこまで把握しなさいというのはこの指定管理者制度の全体の中でお話していますので、そこまで基本的には求めてはないと私は理解しております。そうなってくると、先ほど言われるように公契約を導入すると、そういうことは可能になってくるというのは承知しております。ですから、今の中で把握してないのは、これはある意味やむを得ない。大きな人件費とか事務費とか、いろんな施設管理という形でしか、それからトータルで委託料という形でお支払いしているわけですから、公契約のない段階で個別にあそこで働いている方の賃金と言っても、これは把握してなくても、現状では私はやむを得ないだろうというふうに思っております。

○委員会

もう大体お互いわかった中で話をしているわけだから、だから結局そのところ、さっき道祖委員まとめたときに――

○副市長

私がまとめて言いましょう。お互い質問委員とやり取りしましたが、この制度そのものについてはですね、もちろん指定管理者制度、うちが今やっているいろんなプロポーザル、今のやり方にも、若干改善点があります、先ほど言いましたように、期間の問題とか、募集したときの要項の中身が、対住民の、そこにお見えになる方に対するいろんなサービス内容が、いろいろこれから時代に応じて変わっていく場合もあるでしょうし、変わらない場合もあるでしょうし、基本的に単純にその施設の運営が主になっている。いろんな色分けをやった中で、募集要項等も見直さなければいけないでしょうし、それから期間についても、今第三者の学識経験者と公募の委員で評価をやっています。その評価が良ければ、引き続きやってもらうとか、いろんな改善点は検討していきたいと。それから、この公契約についても、いらんことを言えば長くなりますからこの辺でやめますが、それはまた個人的にやりとりしたいと思いますけども、今後ともですね、検討はしていきたいというふうに思っております。

○委員会

ありがとうございました。これは必要性があれば、またいろいろと委員会、常任委員会、本会議で詰めていただくような形で、道祖委員から要望という形で、執行部のほうもそれに努力していただきたいということで、この総括、道祖委員の質問を終わらせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 12:02

再開 13:00

委員会を再開いたします。

引き続きまして、総括質疑、顧問弁護士への委託料、謝礼について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

では、顧問弁護士への委託料、謝礼金について質問させていただきます。まず、今現在の市の顧問弁護士は何人いて、その方とどのぐらいの期間、顧問契約を結ばれているのか、答弁をお願いします。

○総務課長

飯塚市の顧問弁護士につきましては1名で、旧飯塚市の平成12年のころから顧問弁護士としてお願いしております。

○永末委員

その方と平成12年からもうかなりの、15年ぐらいにわたって契約されているわけですが、その方とずっと本市のほうで契約を続けているというのは、特段、行政法に対する知識とか、スキルとか、そういった部門が優れているというふうに考えられての、そういった期間になっているのでしょうか。

○総務課長

行政法に長けておられるということからお願いしております。

○永末委員

であれば、当然もしその弁護士の先生に現在の飯塚市の法的な、そういう最終的な判断というのは委ねられていると思うんですけど、もし仮にその先生との契約が結ばなくなったとき、かなりの部分で飯塚市は法的な判断については欠落と言うか、かなり困った状態になってしまうというふうな状況にあるということですか。

○総務課長

確かに、そのような形になろうかと思えます。

○永末委員

そういった今の飯塚市の現状があるということですが、今回の追加資料78ページのほうで、下のほうで顧問弁護士への委託料、謝礼金のほう過去5年分、出していただいています。委託料に関しましては110万円ぐらいから113万円ぐらいで変遷しています。謝礼金につきましては、やはり155万円ぐらいから多いときで828万円というところで動きが起きていますけど、この委託料というのは、基本的に年間の弁護士の先生と委託契約を結んで、その契約の中でさまざまな行政職員の方の相談に応じていただけるとかというふうな契約内容ということでよろしいですか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○永末委員

わかりました。その下の謝礼金というのは個々の案件が実際生じたときに支払っているというふうなことでよろしいですか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○永末委員

今回この質問をさせていただいているのが、やはり昨今さまざまな法令遵守というのが全国的に求められているわけですが、当然それは公共部門に関しましては、特に強く求められ

る部分ではないかなと思います。そういったところで職員の方の、やはり法的なスキルアップというのは当然必要になっていくわけですが、先ほどお聞きしているように、やはり最終的な部分、そこ、ここでの判断に困ったときでも聞かれているとかいうことがあるんですけど、やはり現状として、ある特定の顧問弁護士の方にかかなりの部分を頼っているというふうな状況がありますので、もし仮にその方にお願ひできない状況とかが生じてしまったときに、そういった意味では、飯塚市のその法的な対応というのがかなり困った状況になるのかなと想定されるんですけど、そういったことに対して、やはり何らかの措置を講じていかななくてはいけないと思うんですけど、その中で1点、最近、やはり弁護士の方を実際に自治体の中に雇用して、任期付というふうな形で雇用して、考えているというふうな自治体があるようですが、そのあたりの考え方はひとつ本市でも参考にできるのではないかなと思うんですけど、そういった部分に関する検討状況、お示してください。

#### ○総務課長

弁護士を任期付の職員として採用することについては、全国的にはまだ少ないような状況でございます。調べた限りでは、県内では福岡市、古賀市、糸島市の3市という状況です。この任期付の職員の職務としましては、職員向けの行政法律相談、それから研修講師、訴訟、行政不服審査、条例・規則等の法制執務、債権管理監修、それからコンプライアンスの施策の立案、クレーマー対応を含みます住民への直接対応などの業務が挙げられております。効果といたしましては、弁護士を職員として採用することにより、まず1番目に、日常業務の中で気軽に相談することができるようになるため、紛争に至るような問題を早い段階で把握し、解決すること。2番目に、弁護士による研修や業務の中で検討会を通じて、職員に法的なものの考え方が浸透し、法的な能力が向上する。3番目に、独自政策の企画立案などの場面において、法的な知識・経験を有効に活用することにより、行政運営の幅を広げることができる。4番目に、訴訟案件などにおいて、顧問弁護士と連携して準備を進めることができるといった効果が期待されるようでございます。検討の状況ですが、他市の状況におきましては、これは、多くは管理職としての採用でございまして、給与は全国平均で800万円前後ということでもあり、本市での必要性を鑑みながら、今後の課題として考えていきたいというふうに考えております。

#### ○永末委員

わかりました。現状として採用することによるメリットとかも、4つぐらい挙げていただきましたけど、そういったところはしっかりと把握されているのかなと思います。ただ、他市の状況も見られて、今後検討していくということを今おっしゃられましたので、ちょっと私のほうでも、他市の状況を調べましたので少し紹介します。例えば、もう見ていらっしゃるかもしれませんが、日弁連のホームページ上で見たんですけど、実際9月から10月の段階で9の自治体が、ここに載せていました。弁護士の募集というふうな形で、こういったのがありますというところで、1つ和歌山県の橋本市というところは、債権回収対策、コンプライアンスの推進、訴訟事案への対応及び政策法務分野の強化を図ることを目的として弁護士を募集します。特に債権回収対策については、しっかりと取り組みますというふうなことをアピールしています。また、先日、視察のほうに経済建設委員会で行きました花巻市のほうも募集があつていまして、そこは顧問弁護士の方との太いパイプを築くという意味で、来ませんかというふうな話を書いてあります。2名の顧問弁護士と顧問契約を結んでいらっしゃるみたいなんですけども、採用後は法務事案について両弁護士との橋渡し役を担っていただきます。訴訟実績が豊富な弁護士と業務を行いながら弁護士経験を積むことができますよというふうなことは書いています。最後、千葉県の船橋市のほうもあるんですけど、そちらのほうでは、行政の多様化や行政需要の拡大、高度化に伴い、さまざまな視点から法的検討を踏まえた対応を求められていることから、職員の法務能力の向上を図ることが喫緊の課題となっております。しかしながら、これら

の専門知識や経験を有する職員の育成には相当の期間を要することから、その期間において弁護士を任期付職員として採用することで、これらの課題に対応することとしましたというふうなことが書いてあります。こういったところも参考にされているかと思うんですけど、ぜひとも本市のほうでも前向きに考えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務課長

先ほども申し上げましたけども、今後の課題として考えていきたいというふうに考えております。

○永末委員

お願いします。ぜひとも。ある意味、法律をしっかりと守っていくという意味で、市役所内にいらしやることで、市の職員、市役所が守られる部分もあると思いますので、そこに関しては、そういった視点からも、ぜひとも前向きに考えていっていただきたいと思います。

○委員長

それでは引き続き、総括質疑、総合計画等の作成について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

引き続き質問させていただきます。総合計画等の作成についてでございます。こちら資料要求させてもらっております。追加資料の81ページになります。横書きになりますけども、今回、こちらのほうを聞かせていただこうと思いましたが、今いろんところでちょっと名前が売っていらしゃる木下斉さんという内閣官房地域活性化伝道師というふうなことで、いろいろ全国的に活躍されている方のホームページを見たんですけども、実際、かなり過激なことが書いてありますので、ちょっとすべて読み上げるのはやめておきますけども、要はその方が書いてらっしゃるのが、まあ地域の行政も民間も、やはりコンサルタントにすべて任せきりになるんじゃないかと、自分たちの地域のことなので、自分たちでしっかり考えて実行するということが、地域活性化における基本じゃないでしょうかというふうなことが書いています。また、必要な専門家の方には、そのときどき助けてもらって、そもそもの計画や業務を任せきりになってはいけないんじゃないかというふうなことが、ちょっと問題提起としてあっておるわけです。実際その本市がどういった状況なのかというのは、ちょっとお聞きしないとわかりませんが、実際に出していただきました資料のほうを見ますと、平成22年から26年にかけて、こういった部分の計画のほうで委託先がありまして、決算額として金額も出しておるわけですけども、こういった総合計画等というのは、やっぱり本当に本市の行政運営の根幹をなすようなものではないかと思うんですけど、こういったものがコンサルティング会社へ業務委託されているという現状を知ったときに、少し驚いたんですよ。やっぱり、こういったのは、本当は職員さんがやっているんじゃないかというふうに考えていましたので、こういったものが委託されているという現状に対し、少し驚いたんですけど、そういった部分に関して少しご説明がありましたらいただけますか。

○総合政策課長

計画策定に対します質問委員のご指摘につきましては、当然のことだと認識いたしております。現在、資料等でもご覧いただけますとおり、年間に約3件から5件程度を委託ということで実施させていただいております。この内容につきましても、資料にございますとおり福祉分野でございますとか、建設分野、あるいはご指摘のございました総合計画的な、マスタープラン的な計画等々、多岐にわたる計画を行政として策定いたしているところでございます。そのような中で、専門家、委託業者への委託内容といたしましては、やはり専門的な、そういった分野におけるデータの分析、基礎調査について、また多くの市民の皆様を対象としております実態調査等々について、通常業務の中で、なかなか対応することが困難な業務に対しまして委託をお願いしておるといった状況でございますので、あくまで、主体は市でございます。市の職

員として、効果的に計画を策定する上で必要なものについて委託をしているということで考えております。

○永末委員

ということは、実際、現実的にコンサルティング会社にこういった計画が委託されているわけですが、その中をきちんと区分けして、ここまではしっかりと職員で、職員さんのほうでつくり上げるけども、部分的に、それを裏付けるじゃないですけど、こういったところの分析とか、市場調査とか、そういった市の職員ではなかなか対応できないようなところに対して、委託しているというふうな理解でよろしいですか。

○総合政策課長

質問委員言われるとおりでございまして、基本的に各種計画の期間というのが、やはり5年から10年という長い期間ということになってまいります。そういった中で、職員、マンパワーとしてそういった専門職を雇用するといったことも費用対効果の中で、多くの課題も考えられたこととございます。従いまして委員ご指摘のとおり、市のほうで、市職員のほうで対応できない部分について委託をしているというところとございますし、その委託の発注につきましても、当然、仕様書等によって職員の担当する部分、業者の担当する部門を公開し、かつ多くの委託におきましては、提案型のプロポーザルによる、業者選定を行っておりますので、業者におきましても、本市の状況等については十分理解した中で、提案をしているということで考えております。そういった中で業者の選定を行っておるという形で進めておるところでございます。

○永末委員

仕事の中に入っていきことなので、そこら辺しっかりと市側でやっているんですよというところで、できない部分を出しているんですよということで答弁もらったら、そうなんでしょうかとこのところになってしまいうんですけども、ただ、この前経済建設委員会で視察に行ったんですけど、紫波町というところに行きまして、そこで今、全国的に注目されているオガールプロジェクトというのがあってはいるんですけど、そこで、実際そのプロジェクトを進めるにあたって当然、基本契約等定められているんですけど、そういった部分に関して、基本的にそのプロジェクトに関しては全くコンサルタントに委託せずに、市の職員のみでつくり上げたというふうな話を聞きまして、そういうことが実際に他市で行われているのであれば、本市においても、すべてでないにしても、部分的なそういった業務なんかをつくり上げるときにそういったことが可能な時代になってきているのかなというふうにも感じたんですけど、そのあたりどう思われます。

○総合政策課長

今、ご指摘のいろんな地域開発のプロジェクト等々につきましては、過去にも飯塚市におきましても、そういった職員間でのプロジェクトチームをつくりまして、施策を検討したことも当然でございます。今こちらのほうで委託の状況としてお出ししておりますが、これにつきましては、当然市民の皆様の行政のプランでございますけれども、市民生活に非常に重要な施策、計画でございますので、そういった形で、大きなプランとして、提示しているところでございます。個々の、ただいまご指摘のございました、いろんな具体的な施策については、これまでも職員の中で検討してきたということとございますので、そういった職員の部分については、今後も進めていきたいと思っておりますし、現在も職員提案制度といったようなことも人事課のほうでもやられております。そういった中で、今後も進めてまいりたいと思っております。

○永末委員

今もしっかりと頑張られているとは思いますが、1つの先進地事例として、そういったこともあっておりますので、もしかしたら、そういった取り組みが、小さな計画でもいいで



すけども、もしなされた時に、今までと違ったようなものができ上がるというふうな可能性もあるかと思えますので、そのあたりもししっかりと検討していただきたいと思えます。以上で終わります。

○委員長

続きまして、総括質疑、工事の契約変更について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

続きまして、質問させていただきます。工事の変更契約についてでございます。こちらのほうも、資料の要求させていただいております。82ページからになると思えます。82ページからちょっと続きまして、98ページまであります。平成22年度から26年度までの過去5年間の工事の変更があった分を一覧として出していただきました。ありがとうございます。ちょっとこちらの分ですね、今回決算の総括で聞かせていただこうと思いましたが、今、いろんな委員会等でも工事の変更というのをちょくちょく見るような気がしております、一たん、全体的に、その状況も把握したいなというふうな気持ちがありましたので、今回、質問させていただいております。実際、この表、あるんですけど、この変更の件数というのがそれぞれ過去5年間、どのぐらいあっているのか、発注件数と合わせて、お示しいただけますか。

○契約課長

ただいまお手元に配布させていただきました資料によりまして説明させていただきます。平成22年度は工事発注件数194件に対しまして、変更件数は43件、23年度が、発注件数が151件に対して、変更件数が48件、平成24年度が、発注件数が194件に対しまして、変更件数が45件、25年度が229件の発注件数に対し、変更件数が80件、26年度が、発注件数が222件、うち変更件数が73件、5年間の総数が990件で、そのうち変更件数が289件29.19%の案件が変更案件になっております。

○永末委員

ありがとうございます。今、変更率のほうまで、5年の平均でおっしゃっていただきましたので、その数字をもとに、お話させていただきますけど、この29.19%が変更になっているということなんですけど、工事に関しては、専門的な資格等も有していませんので、何とも言えないんですけど、単純に素人的なところから考えますと、割合的にはちょっと大きいんじゃないかなと感じるんですけど、その辺りどう思われますか。

○契約課長

ただいま委員ご指摘のように、約3割近くが変更となっております。この数字が大きい小さいかという部分についてはなかなか難しい部分もあろうかと思いますが、ただ今、お手元に配布しております資料が、変更件数が全部で289件なんですけども、このうち土木工事が148件、それから舗装工事が23件というふうな状況でございまして、どうしても泥を扱うような工事関係に変更が重立っておるようなところがございまして、工事と言いますのは、基本設計、実施設計、設計を行いまして、現場に入って工事に当たっていくわけなんですけど、やっぱり現場に入らないと、入った上で、予期せぬことが工事の中で起こり得ることがございますので、これが、3割が多いか少ないかというのはちょっとなかなか評価しにくいところではないかと考えております。

○永末委員

せっかくですので、金額についても、5年間のトータルで構いませんので、当初の契約金額、それと変更後の契約金額と変更率まで、あわせてお示しいただけますか。5年間のトータルでいいです。

○契約課長

5年間の契約総額が379億8973万9114円。変更後の契約金額が386億3367

万9181円、変更増額分が6億4394万67円でございまして、金額の増加率は1.69%です。

○永末委員

わかりました。実際、契約課としては、そういった数字を押さえられての答弁になるかと思うんですけど、実際にその工事を現場で監督されている部署のほうで、この変更に関して、起こっているこの現状についてどのようにとらえられているのか、その現状を今後どのようにされていくというふうに考えられているのか、答弁いただけますか。

○都市建設部長

今、変更の内容ということで、提示させていただいております。この中ちょっと見ていただくと増額分もありますけども、当然、減額の分の変更もなっております。それで、内容的には、積算、要は発注する中で設計をするわけですけども、設計をする中で、細かく数量、内訳をつくっております。例えば、数量、側溝が何メートルとか、土の動かす量が何立米とか、そういうふうな細かく数字を積算して、積み上げを行って、設計金額に反映しております。当然、現場に入りますと、それと違った部分が当然出てくる可能性がございます。その数字が変わった部分について、変更契約を積算しまして、変更金額を出しておりますので、当然、変更契約がない部分もございまして、その部分につきましては、変更になっている部分につきましては、現地の数字、数量を契約に基づいて数量を精査した中で変更契約をしていると。当然、変更契約はないのが一番でございますけども、そういうふうな主旨のなかで数字をきっちり精査した中で変更契約を結んでいるという状況でございます。

そういう中で、先ほど申しましたとおり、変更はないというのが一番でございますので、設計の段階で予測される部分につきましては、当初の設計の中で反映していきたいというふうには思っております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして一般会計歳入歳出決算全般について、すべての質疑を終結いたします。なお、討論、採決につきましては、保留して「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。

また、各特別会計の審査におきましても、討論、採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:25

再 開 13:29

委員会を再開いたします。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては、会計ごとに行います。

「認定第2号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、302ページ、国民健康保険税滞納について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

302ページの国民健康保険税の滞納についてということで、追加資料の74ページに資料を出していただいております。滞納世帯というのは年々減ってきているのですが、金額は増加をしています。このことについて、どのように分析をされているのか、お尋ねします。

○税務課長

加入世帯の減とともに滞納世帯についても減少はしておりますが、平成25年度の国民健康保険税の税率改正により1世帯当たりの保険税額が上がったことにより、1世帯当たりの滞納額も増加したのではないかとこのように思っています。

○宮嶋委員

平成25年度に大幅な引き上げが行われました。このことが本当に払えない方を生んでいるんだというふうに思います。この大幅な引き上げで、結局、この引き上げは赤字が続いているということもありますけれども、国保の広域化、こういうものを目指している中で、赤字解消をやりなさいという指導があったということで、県内でも多くの自治体が引き上げを行っているところですが、そういうことで、滞納がふえてきています。今回の引き上げで、所得階層によっていろいろあるんですけども、県の資料によりますと県内で1番国民健康保険税が高いというふうな結果が出ておまして、所得の実に4分の1が国民健康保険税で消えていくというような家庭もあるようです。こういう現状を、きちっと見るならば、今、一般会計からの繰り入れを1億円ちょっとやってありますけども、この繰り入れをしないと、また保険税を上げないといけなくなるし、滞納ももっとももっとふえていくということになると思うんですが、そういう繰り入れをふやそうというような論議をしていただきたいんですけど、そういうことが行われているのかどうか、この滞納を減らすためにどうしたらいいかという、国保税に絞ってそういう論議がされているのかどうか、お尋ねします。

○医療保険課長

一般会計からの繰り入れにつきましては、平成25年度に税率改正をしましたときに、いわゆる地単カット、子ども医療等で独自に施策を行った場合に、国庫負担等が減らされるということで、平成24年度までは相当額の2分の1相当額を繰り入れさせていただいております。25年の税率改正に合わせて市民の方の負担を少しでも和らげる必要があるということで、10分の10、100%を、その分につきましては、繰り入れをさせていただいております。その他については特にございませぬ。

○宮嶋委員

ぜひ、やっぱり本当に負担感が多くて、大変な状況になっておりますので、今年度からでしたかね、財政支援の分が出てきておりますけれども、それは保険料のほうには反映をしないというようなことになっていたと思うんですが、ぜひ、今後検討していただきたいということをお願いして終わります。

○委員長

続きまして、同じく302ページ、国民健康保険特別会計、国民健康保険証の資格証及び短期保険証について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

302ページ、国民健康保険の資格証及び短期証についてです。これも同じ74ページに資料をつけていただいております。これは世帯数で報告をされているんですが、短期保険証の交付世帯が1400世帯ということになってはいますが、世帯構成員の人数で何人の世帯なのかというのを教えてください。

○医療保険課長

本年3月31日現在で、短期証の交付世帯数は1400世帯というふうになってはいますが、被保険者数としましては2159人です。

○宮嶋委員

同じく資格証の交付世帯が695世帯となっておりますが、これも何人なのか、教えてください。

○医療保険課長

被保険者数としましては899人でございます。

○宮嶋委員

保険証は、集約は今、世帯でやってありますけれども、今はもう保険証も個人保険証も出るようになっておりますし、公の部分については、こういう世帯数での把握しかやっていないのかもしれませんが、ぜひ、今、短期証しか持たない人が何人いるのか、資格証しか持たない人が何人いるのかというところで、人数できちっと把握するような形に今後ぜひ、していただきたいというふうに思います。それから、資格証、短期証を発行している世帯の18歳未満の子どもには、今、飯塚では正規の保険証が交付されています。国の法律では、6カ月の短期証ということになっておりますけれども、飯塚の場合は、満期証が出ているというところで、全国的にもいい政策と言うか、本当に1歩先を行っている、導入した時期も早いですしね、なっております。この18歳未満で子どもの保険証、親は短期証とか資格証だと思いますけど、正規の保険証を発行されている子どもが何人いるのか、教えてください。

○医療保険課長

短期証交付世帯数、これは全体で1400世帯となっておりますが、このうち高校生以下の子どもさんのいる世帯が302世帯でございます。人数にしまして529名が満期証を発行している子どもさんの数ということになります。それから、資格証の交付世帯につきましては、全体で695世帯でございますが、このうち高校生以下の子どもさんのいる世帯は120世帯、被保険者数にしまして233人となっております。この方たちに満期証を交付いたしております。

○宮嶋委員

先ほども申し上げましたように、親が経済的な理由で保険証がない。短期証しかないという世帯の子どもたちにも安心して医療が受けられるようにということでの施策になっております。ただ、経済的な理由でお金がない家の子どもが満期証を持っていたからといって、本当に病院にかかっているのか、まだ子どもの医療費無料化が進んでいけませんので、一部負担金が要る分については、なかなか病院に行かれていないのではないかなというふうに思うんですが、こういう短期証だとか資格証を発行している世帯の子どもたちが、どういう様子なのかというのを、これは納税相談に来たときとかしか会う機会はないのかもしれませんが、そういう視点でご相談とか、そういうのがあったということはありませんか。

○医療保険課長

医療機関への受診をされていない方について、その理由が、受診をしたくてもされていないのか、受診をする必要がなくて受診をされていないかということになるかと思っておりますけれども、今のところ窓口や電話等で、そういったご相談を受けたケースは今のところございませんし、正直なところ把握はいたしておりません。なお、質問委員もご承知のとおり、通院につきましては小学校3年生まで、入院につきましては中学校3年生までというように対象児童は限られておりますが、子ども医療費助成制度を利用させていただくことでかなりの負担軽減にはなっているものと考えております。

○宮嶋委員

それから資格証について、保険料を1年間滞納した場合でも、その特別な事情がある世帯に対しては交付しないということになっているという県議会での答弁がございましたけれども、そういう特別な事情がある世帯というふうなことで、資格証を発行する対象にはなっているけれども、ちゃんとした保険証を発行しているというような事例はありますか。

○医療保険課長

質問委員、今おっしゃいますように特別な事情、どうしても納めたくても納められないというようなことで、資格証交付対象世帯ではありますけれども、特別な事情がある場合には、1

短証、1カ月分の証を交付しているところがございます。

○宮嶋委員

ちょっといろんなところで事例が、県のほうからも指導がいろいろあると思いますけれども、どうしても病院にかからないといけないという人のために最善の努力をしていただくことをお願いして終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

ちょっと確認なんですけれども、国民健康保険税は資産割があったと思うんですけど、これは廃止になったんですか。

○医療保険課長

資産割につきましては、現在もございます。

○道祖委員

国民健康保険は、今度は広域、県の所管、県全体でやるというような話があると思いますけど、そのときになったとき、資産割はどうなるんですか。

○医療保険課長

今、おっしゃいますとおり、平成30年度から県の広域化ということで予定されております。30年度に向けて県のほうは標準保険料というのを算定しまして、それに基づきまして、各市町村が保険料率等を定めることになっております。ただ、その段階で資産割をどうするかといったところにつきましては、現在のところまだはっきりいたしておりません。

○道祖委員

県下では、一度質問したことがありますけれども、資産割を廃止しているところが大分多くなってきているというふうに理解していますけれども、飯塚市も資産割をだんだん減らして、無くしていくという答弁をいただいていたと思うんですけど、今回、県のほうで全部やるというふうになったら、その辺はきちっと統一しておかないといけないんじゃないかなと私思いますけど、どういうふうに考えたらよろしいですか。

○医療保険課長

本市におきましても、資産割につきましては、前回の税率改正の際に若干率を落としております。広域化に向けてということでございますけれども、そのこのところにつきましては、ちょっと現状では明確なお答えはできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○道祖委員

何を言うかといったら、資産割になったら資産がない人はふえるかもわからないということで、資産のある人に資産分を負担してくれということで、今日に来ているというのは理解しているんですよ。だけど、資産形成するために、一所懸命努力されてきた人に対して、資産割ということで、パーセントを増やしているというのは、いかがなものかということ、以前お尋ねした記憶があるんですよ。その辺については、やはり税の公平性から言ったら、資産割は無くしている地方自治体も多くありますので、やはり、それを前向きに捉えていくべきではないかと思うんですけど、その点はどうなんですか。

○医療保険課長

確かに、委員おっしゃいますとおり、資産を持っていて、資産により収入価値をうるというような場合には、当然、資産割を課することも有りかと思えますけれども、ただ、山林等でただ資産を持っているだけで、価値を生み出さないというような方に対しても、資産割を課することについてはいかがなものかという考えは当然持っております。

○道祖委員

ですからね、県が広域化ということで取り組んでいくということであるならば、そこはどうかあるべきか、各関係市町村と話ししながら、県に対して考え方を質していくべきだと思いますけどいかがですか。

○医療保険課長

現在、平成30年度の広域化に向けまして、協議会が設けられております。その中でそういった保険料、保険税等についても議論がなされますので、その中で当然そういったご意見は申し上げていきたいというふうに思っております。

○道祖委員

大変関心を持っているところであります。市民も、広域化ということになっていくと。そう意味では、逐一そういう協議会等で話し合われたことは、議会に報告していただきますようお願いいたします、できますか。

○医療保険課長

必要に応じまして、議会のほうにも報告をしたいと思います。

○委員長

他に質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています322ページ介護保険料の収納状況について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

322ページの介護保険料収納状況については、追加資料の75ページに、状況表を示していただいております。その下に減免についても示していただいております。この介護保険料の減免の内容について、お尋ねいたします。

○介護保険課長

介護保険料の減免につきましては、大きく分けて、国の示す法定減免と市の独自減免を、介護保険条例及び介護保険料減免要綱に定めがございます。法定減免は、主に災害による減免や、所得の激減による減免になり、独自減免は生活困窮者に対する減免になります。

○宮嶋委員

生活困窮者に対する減免ということですが、これは具体的にどういうふうに、どういう方たちが、個人で申請されないといけないのですかね。その申請の手続をお尋ねします。

○介護保険課長

具体的な手続きとこういうことですが、まず、介護保険料の減免に当たっては、被保険者からの申請に基づき、被保険者が要件を満たしているかどうかを個別に判断し、適否を決定するものでございます。なお、この減免につきましては、納期到来の保険料の完納、いわゆる滞納がないことが前提となっております。具体的な手続きにつきましては、7月に保険料の納付通知を発送し、それが届きますと、その年度について申請することができます。各納期限の7日前までに減免申請がなされるとその直後の納期限の保険料以降が対象となるため、早めの申請が必要となります。申請の際には、納入通知書と印鑑を持参し、同居の方の預金通帳や年金の支払い額の分かるものが必要となります。その後、市で預貯金の調査等を行い、保険料減免の決定後に通知をするものでございます。

○宮嶋委員

ちょっと分からないのですけどもね。生活が大変で、減免申請をされる方が保険料を滞納していないと——。金がなくて払えない方に対して減免措置ができないのかっていうところじ

やないかなと思うんですよね。払える方はそこそこに収入もあって払えるんでしょうけれども、本当に生活困窮している人のための減免制度に、今のお話ではなっていないんじゃないかなと思うんですけど。

○委員長

今のは、質問なんですか。宮嶋委員に、もう一度質問をお願いいたします。

○宮嶋委員

すみません。減免申請するには、納期が到来している保険料の完納、いわゆる滞納がないことが条件となります、と言われますけど、ずっと払えなくて滞納になっている人は、いつまで経っても減免してもらえないし、高いままの保険料が、ずっと滞納分として残っていくということになるのではないかなと思うんですが、その辺の何か配慮がないのかなというふうに思っているんですが。

○介護保険課長

確かに、委員の言われることも一理ございますけれども、この法定減免と独自減免の考え方といたしましては、法定減免は、まず4項目ほどありまして、主なものといたしまして、震災、それから風水害、火災等によるもの、あるいは収入が激変したと、例えば事業が倒産されたといったものがございまして。それと独自減免、それについては、世帯構成員が非課税であるとか、世帯全員の預貯金額が一定の基準以下であるとそういった要件の中で減免が認められるものでございまして、そもそも減免制度の目的といたしましては、保険料を納めやすくしていくと、各個人が滞納しないようなことが原則であることから、減免運用の基本要件として、滞納保険料がないこととなっております。

○宮嶋委員

そこで保険料の滞納がないことという条件をわざわざ付けないといけないのかなというふうに思ったのですが、それも含めて、なかなか払えない方が相談にきちっとお見えになればいいのですが、介護保険料というのは、3年ごとに見直しということで、見直しの度に大きく引き上げられて、そのために工夫して段階を、今15ぐらいですかね、段階をどんどん増やして、なるべく低所得者の人には負担が少なく、それ相応の収入のある方にはちょっと多めの負担をしていただくというような配慮はされていると思うんですが、それでもやっぱり、高すぎるということで市民の皆さんからは、大変この介護保険料について高すぎるという声をたくさん聞きます。そういう人にもっと安くしてもらいたいということになると保険料率の変更しかないのかなと思いますけども、ぜひ、その辺の配慮をお願いします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:57

再 開 14:09

委員会を再開いたします。

次に、「認定第4号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されています348ページ、後期高齢者医療制度、未納者数及び資格証発行数について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

348ページの後期高齢者医療保険について、お尋ねします。未納者及び資格証の発行数に

については、追加資料の76ページに数字を出していただいております。これを見させていただきました。それで、そこで、短期証と資格証というのが一番最後に書いてありますが、短期証の発行基準についてお尋ねします。

○医療保険課長

短期証の交付につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則におきまして、滞納者に直接納付を働きかける機会を確保するという、そういった観点から有効期間の短い、いわゆる短期証の交付を行うということになっております。

○宮嶋委員

そこで言う滞納者というのは、どのくらいを滞納したというのが滞納者と言われるのでしょうか。

○医療保険課長

滞納の期間というようなことだと思いますが、保険料を滞納している被保険者の方が、その保険料の納期限から1年を経過するまでの間に、保険料を納付しない場合には、被保険者証の返還を求めて、返還されたときには資格証なり短期証を交付するというようなことになっております。

○宮嶋委員

1年を経過しても払われない方に対して、短期証を発行すると、あくまでも未納分について、督促と言うか、相談に来てもらって、お金を少しでも入れてもらえれば短期証を発行することなんですかね。未納があったら即短期証なんですかね。

○医療保険課長

あくまでも納付状況、滞納状況と言いますか、に応じまして、後期高齢者医療広域連合のほうを対象者に対して、証を交付して、市のほうで発行するというような形になっております。

○宮嶋委員

ここで資格証というのはゼロになっておりますが、資格証というのは、たまたま該当者がいらっしゃるのか、資格証はどういう方の場合が資格証になるのか、その辺教えてください。

○医療保険課長

先ほどご答弁いたしましたように、保険料の納期限から1年を経過するまでの間に保険料を納付しない場合は、保険証の返還を求めて、返還されたときには資格証を交付することになっております。ただ、資格証の交付につきましては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないこととされておりまして、実際の交付件数はゼロということになっております。

○宮嶋委員

ということは、その資格証自体がないということじゃなくって、いろいろ配慮して、本来出さないといけないけども、資格証は出していないと、そういう認識ですか。

○医療保険課長

そのとおりでございます。

○宮嶋委員

この短期証の件数というのは人数なんですかね、世帯数じゃなくて。

○医療保険課長

21件としておりますが、これは、被保険者数でございます。

○宮嶋委員

先ほど課長も言われましたけども、やはり高齢になったら若い人よりも病気になる確率も高いと思いますし、その方たちから保険証を取り上げれば、本当に大変な状況になるというようなことも考えられますので、ぜひ、この資格証はもちろんですけども、短期証も発行しないと



というようなことで、ぜひ努力され、そういう方向でいていただきたいというふうに思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。歳入歳出一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表について記載されています、354ページ、滞納状況及び解消状況について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

354ページ、住宅新築資金、滞納状況及び解消状況についてということで、質問させていただきますが、追加資料の77ページに数字を出していただいております。この会計は、もうすでに貸し付けが終わって、回収だけになって、本当に久しいわけですがけれども、依然として、少しずつ減っていくというのなら、まだわかるんですけども、滞納額が年々ふえ続けております。これがどうしてなのか、この平成26年は、幾らふえたのか、お知らせください。

○住宅課長

平成25年は滞納が201件でありましたが、平成26年度に滞納を解消したものが4件、しかしながら、収入の減等を理由に新たな滞納が1件発生いたしましたので、差し引き3件の減となっておりますが、滞納金額は、122万2231円の増となっております。

○宮嶋委員

どうしてこの滞納金額がふえ続けるのかというのをお聞きしたのですけれど。

○住宅課長

滞納者につきましては、原則として過年度分から返済していただくよう指導してきておりますが、一部の滞納者は、収入状況、経済状況等によりまして、毎月約束した返済額を守れずに減額して返済しております。例えば、毎月5万円の返済額に対しまして、3万円の分納をした場合に、差額の2万円が滞納額として残ります。滞納額を完納できずに残高が発生し、そのため過年度分の滞納額は徐々に増加し、また現年度分は、翌年度にそのまま過年度分の滞納額として、移行していくこととなりますので、増加していくこととなります。滞納額自体が過年度分の返済額を上回ることから、翌年度には結果として滞納額が増加していくこととなります。

○宮嶋委員

結局、古い分の支払いが全額行われなくて、少ししか回収できていない。その上に、現年度分が重なっていくということでふえていくというようなことですよ。もう、これも長いことになりまして、何度もやり取りをやっているわけですがけれども、長期にわたって回収できないというものに対しては、債権管理条例というものに基づいて、処理ができるというふうになって、前年度でしたか、前々年度でしたか、不納欠損が行われていたと思うんですが、この成果説明書の96ページによると不納欠損はゼロになっています。これはいろんなところで、交渉をやって、もう本当に回収の当てがないというところで、不能欠損になるんだと思いますが、そういう努力はされたことで、不能欠損がゼロになったのか。ちょっと、その辺は該当者がいなかったということなのか、不能欠損についてお尋ねします。

○住宅課長

飯塚市債権管理条例に基づきまして、飯塚市債権管理委員会に案件として付議できる債権の条件といたしまして、債権については、債権者、相続人、保証人のすべてが死亡または行方不明、自己破産、生活保護の受給等に該当いたしまして、かつ物件消失、償還満了からの10年経過等の項目すべてに該当する場合に限られるということになります。平成26年度におきましては、該当する債権がなかったということでございます。

○宮嶋委員

返される方の状況が、やっぱり大変な状況になっていて、いろいろとさっき言われましたように、行方不明になったり、自己破産したりというような状況が多々あって、これだけの滞納がふえているんだろうというふうに思いますけども、その中でも不納欠損にするほどの該当者がいなかったというふうなことです。ぜひとも、本当にいつまでも抱えて、事務量というか、大変な努力をされていると思うんですが、いつまでも引きずっておくのはいいことではないと思いますので、ぜひ、きちんと整理できるものについては、整理していただいて、回収できるものについては、回収していただくというようなことで、今後、努力していただきたいということをお願い添えて、終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、認定第6号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています366ページ、オートレースの宣伝費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

366ページ、オートレースの宣伝費についてお願いします。この宣伝費の中の広告料なんですけども、この広告料の内訳をお示してください。

○経営管理課長

広告料9826万1742円の内訳につきましては、テレビCM3762万1314円、新聞広告3198万6990円、看板1388万1260円、ラジオCM222万9120円、その他折り込みチラシ等1254万3058円であります。このうち、定期広告の内容といたしましては、テレビCMがTNC、FBS、RKBで15秒CMを開催初日から最終日まで、新聞広告が日刊紙4紙、スポーツ紙5紙に記事下広告を掲載しております。ラジオCMはFM福岡で、毎週木曜日に40秒、RKBで開催前日から最終日まで10秒放送しております。看板につきましては、市内外の野立て看板18カ所、駅看板8カ所、常時開催案内5カ所、電柱案内20カ所となっております。グレードレース開催時には、これらと別に広告宣伝を行っております。また、高校同窓会、まつりなどへの協賛も行っております。

○永末委員

はい、ありがとうございます。今、言われました内訳のほうで、主に4つほど柱があったと思います。テレビCM、新聞広告、看板、ラジオCM、その他折り込みチラシも言われたので、5つだと思うんですけど、今のお話の中で、テレビCMに関しては、恐らくその放送範囲が県内ぐらいだと思うんですけど、どのあたりになりますか。

○経営管理課長

先ほど申し上げましたとおり、TNC、FBS、RKB等の県内放送局のほうで放送をさせていただいておりますので、一応福岡県内ということでやっております。

○永末委員

新聞広告に関しても、やっぱりその広告を見られる方というのは、どのあたりの、地方版というか、どのあたりに載せるのかによって見る方も変わってくるかと思うんですけど、どのあたりまで載せていらっしゃるんですか。

○経営管理課長

日刊紙につきましては、県内発行分について、広告をさせていただいております。

○永末委員

恐らくラジオも折り込みチラシもそうだと思うんですけど、だいたい県内の方に対して、そういうふうなCM、広告なので、それを見られた方が来るとしても、その県内の方に対するアピールになっているかと思うんですけど、実際、今、来られている、買われている、オートレースの売り上げに貢献している方というのは、だいたいどのあたりから生じているとかというのはわかりますか。わかる範囲でいいので、教えてください。

○経営管理課長

詳細な調査を行った経緯はございませんが、ほぼ県内、主に筑豊圏内の方がお見えだというふうに認識しております。県外の方につきましては、インターネット投票等で購入されている方も多くいらっしゃると思います。

○永末委員

インターネットもありますので、どのあたりになるかというのは、そこは詳細なあれは難しいかもしれませんが、主に今言われたみたいに県内とか筑豊地区になっていると思うんですけど、今後のレースの、包括民間になりましたので、またあれですけども、レースの売り上げの向上を目指していくにあたって、売り上げを上げるための広告になっていると思いますので、やはり、売り上げが上がるであろうと想定される場所に対して、広告を打たないと、有効な広告ではないと思うんですけども、そういった意味では、どこから売り上げを上げるかによって、どこに広告をどういった形で打つかとか、ということにもなってくるかと思うんですけど、先日から同僚議員のほうからも話があってございましたけど、このレースの売り上げに対して、インバウンド事業を組み合わせで、やっていったらどうかというふうな提案等もあっておるんですけど、その部分に関して、宣伝活動はどのように考えられていますか。

○経営管理課長

インバウンドにつきましては、平成26年度までについては、予算措置は講じておりませんが、先ほど申し上げられたとおり、4月から宣伝等も含めまして、包括民間委託を導入しております。今後は、海外からの観光客の観光ルートに、飯塚オートレース場を入れるなど、受託業者とともに対策を講じながら、積極的に新規ファンの獲得に努めてまいりたいと考えております。まだ具体的に、どういったことをやるかというのは、今後協議しながら進めていきたいと考えております。

○永末委員

すみません。ちょっと平成26年度の決算の分になりますので、あんまり包括民間化のほうにあれするのもあれですけども、ですので、この辺りでとどめさせていただきですけど、1点だけ教えていただきたいんですけど、包括民間委託になっている現状で、こういったこの宣伝というのは、もうすべて当然委託先が取り仕切ってやっていくというふうな現状になっていくのでしょうか。そこに対して飯塚市の、例えばこういった委員会等で私たちがお話をする分というのは、その委託先にしっかりと伝わっていく部分があるのかなと思ひまして、そのあたりもあわせて答弁をお願いします。

○経営管理課長

委員ご指摘がありますとおり全般的な企画等につきましては、包括業者のほうから提案がございます。ただ、それにつきましては、当然、私ども飯塚市といたしましても協議をしながらこういったものを取り入れていったほうがいいとか、そういうことを、提案を当然申し上げながら進めてまいりたいと考えております。

○永末委員

最後、要望という形で言わせていただきます。そういった形でインバウンドを絡めてやっていくというのが、私はすごく効果があるんじゃないかというふうに考えておりますので、ぜひそのあたりも議員のほうから、意見があるというところをしっかりと伝えていただいて、ぜひ

市長にも、トップセールスで直接海外にでも行ってもらって、九州に1つしかありませんので、そういった意味では九州に1つしかないものが飯塚市にありますのでというところでトップセールスをしっかりと行っていただいて、どんどん呼び込んでいただきますように、よろしくお願ひします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 平成26年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されていません、394ページ、駐車場使用料について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

駐車場使用料につきまして質問させていただきます。まず、飯塚立体駐車場、本町駐車場、東町駐車場の使用料の区分について、現状どのようになっておるか、答弁をお願いします。

○建設総務課長

飯塚立体駐車場につきましては、最初の4時間以内が300円、以後30分ごとに100円が加算されるようになっております。飯塚立体駐車場の定期駐車券につきましては、1カ月7200円、3カ月2万470円となっております。また、本町、東町駐車場につきましては、1時間以内200円、以後30分ごとに100円となっております。本町駐車場の定期駐車券につきましては、今、答弁いたしました飯塚立体駐車場と同じ料金でございます。なお、東町駐車場の定期乗車券の適用はございません。

○永末委員

立体駐車場に関してなんですけど、今、答弁の中で4時間以内が300円というのが一番最初の料金になってくるかと思うんですけど、ちょっとこの料金に関してはどうにかならないのかなというふうな考えがもともとありましたので、今回質問させていただいております。具体的には、本町とか東町駐車場におきましては、1時間以内200円というふうな区分が一番最初にあるわけなんですけど、4時間300円となると、かなり利用が大きくなり過ぎるんじゃないかと思えますんで、本町や東町で行われているような1時間200円というふうな設定に関して検討等をすることはできませんでしょうか。

○建設総務課長

ご質問の利用料金の件につきましては、システム等の調整等に経費がかかることが想定されますので、関係部署と検討してまいりたいと考えております。

○永末委員

費用のほうも少しかかるとは聞いておりますので、あれですけど、実際1ユーザというか、使用者の立場から見たときに、そういったのがあったほうがいいなと思いましたが、質問しております。実際、市民の方からそういう声とかというのは、あちらは管理を委託されていると思いますので、直接はあれかもしれませんが、あっておりますか。

○建設総務課長

飯塚立体駐車場、本町駐車場、東町駐車場につきましては、現在、指定管理者において管理・運営をいたしております。指定管理者との協議の中ではそういった声は聞いているという話は伺っております。

○永末委員

市民の方からもそういった声があるということなので、費用のほうがかかるとはかもしれませんが、ぜひとも、もしかしたら利用の状況が、回転率が上がって、そこから収入がふえるとかということも考えられますので、ぜひとも検討のほどよろしくお願いします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第13号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています412ページ、学校給食費について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

学校給食費についてお尋ねします。追加資料の78ページに収納額及び未納額の推移ということで、3年間分をつけていただいております。この中で不納欠損というのが出てきたんですが、不納欠損額335万1230円、この不納欠損額の対象件数とその処理方法についてお尋ねします。

○学校給食課長

平成26年10月10日施行の飯塚市債権管理条例第8条の規定に基づきまして、事務処理を行ったものでございます。資料に記載の335万1230円につきましては、債権者数が136人分で、平成12年度から平成17年度における滞納分のうち同条例の第5号の規定の消滅時効期間を経過し、回収不能と判断したものでございます。これらの債権について、飯塚市債権条例施行規則第6条に規定する飯塚市債権管理委員会に提案をいたしまして、同委員会において債権の放棄の妥当性の審議を受け、決定したものを不納欠損の会計処理を行ったものでございます。

○宮嶋委員

債権者数136人分というのは、これは世帯ではなくて、いわゆる子どもの数ですか。

○学校給食課長

納入義務者、債権者でございます。

○宮嶋委員

そしたら次は、平成26年度、現年度の未納残額現年度分と滞納分、両方について、その辺ちよっとはっきりしてもらいたいんですが、何件分で答えられるのか、何人分で答えられるのか、答弁をお願いします。

○学校給食課長

この金額につきましては、まず、平成26年度、現年度分につきましては、児童生徒数343人分ございまして、滞納繰越分につきましては、25年度以前の分で、同じく延べ件数でございすけども児童生徒数で944人分でございます。

○宮嶋委員

なかなかですね、どこでも滞納が、数が多いなというふうに思います。こういうことで滞納が出てきているわけですが、給食費を払うことができないという方々のために、どういうふうに対応されて、相談とか、どういうふうに対応されているのか、お尋ねします。

○学校給食課長

給食費を納入することができないと相談がある場合がございます。まず、その原因をお聞きしまして、もし収入が少ないということが理由であれば、学校給食費だけではなく、ほかの学校に係る経費についても助成があります就学援助制度をご紹介します。その申請窓口は、学校教育課でございますけども、現在はその申請書類を学校給食課でもお預かりいたしまして、その内容を周知するようにしております。

それから滞納者に対しまして納入指導を行う中で、滞納分の分割納入を希望される場合がございます。その場合は、家庭の事情をお聞きする中で、分納誓約書を取り交わしまして、分割で納入をしてもらうように対応しているところでございます。

○宮嶋委員

納入指導とおっしゃいますけども、向こうが来てくださるんですかね、こちらから尋ねて行かれるんですか。

○学校給食課長

電話の場合もございすし、先方から来られる場合もございす。ときにはうちのほうからご家庭を訪問する場合もございす。さまざまございす。

○宮嶋委員

今、分割納入を行っておられる方があるということですが、現在、何件そういう方がいらっしゃるのか、何人、これは件数ですね、お願いします。

○学校給食課長

現在51人の納入義務者、保護者の方と分納制約を交わしております。

○宮嶋委員

どこも貧困というだけではないのかもしれませんが、そういう状況の中でやっぱり収納がなかなか難しくなっているという状況があります。ぜひ、鋭意努力されて、頑張っていたきたいということを申し上げて終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入りますが、討論・採決は会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 平成26年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

反対の意思を表明させていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 平成26年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

反対をさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号、平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

反対させていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

反対させていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 平成26年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 平成26年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。



( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第13号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。本特別委員会は3日間を予定しておりましたが、2日間で審査を終了することができました。これも委員各位並びに執行部の皆様のご努力の賜物と感謝をいたします。また、執行部の皆様におかれましては、日常の業務の忙しい中、追加資料作成など、しっかりと対応していただき、本当にご苦勞様でございました。さて、委員会の審査の中で、各委員からの指摘なり提言が多々ありましたが、執行部におかれましては、この意を汲んでいただき、しっかりと検討・協議をしていただきまして、市民福祉向上のためにも、また市政発展のためにより一層のご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、平成26年度決算特別委員会を閉会いたします。長時間本当にありがとうございました。